

平成30年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成30年9月10日（月曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（3番・4番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	報告第 1号		平成29年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 5	報告第 2号		平成29年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 6	議案第 1号		財産の取得について
日程第 7	議案第 2号		占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 3号		平成30年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 4号		平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 10	議案第 5号		平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 11	議案第 6号		平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 12	議案第 7号		平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	議案第 8号		平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	5番	山本敬介君		6番	五十嵐正雄君
	7番	佐野一紀君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	藤 田 尚 樹
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代
財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏	税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	商 工 観 光 担 当 係 長	橘 佳 則
農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二	林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	後 藤 義 和
戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝	国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗
社 会 福 祉 担 当 係 長	野 原 大 樹	介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美
子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美		

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学 校 教 育 兼 総 務 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 平 岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 去る9月3日に開催しました議会運営委員会の報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日10日から11日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番、大谷元江君、4番、長谷川耿聰君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月11日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から同意案第2号までの13件です。議員提案による案件は意見書案第7号から意見書案第9号の3件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。平成30年第2回定例会以降の議員の動向は6月15日全員協議会から記載のとおりであります。審議資料の7ページから8ページは平成29年度5月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは平成30年度5月分の例月出納検査結果です。審議資料11ページから12ページは平成30年度6月分の例月出納検査結果です。審議資料の13ページから14ページは平成30年度7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 総務産業常任委員会の所管事務調査の報告をいた

します。2部あるうち、6月28日付けのほうからお願いいたします。所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。記、1、調査期日。平成30年6月28日、木曜日。

2、調査事項。①避難路現地状況調査について、②広葉樹施業状況調査について、③湯の沢温泉周辺施設状況調査について。

3、調査経過について。調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容であります。①避難路現地状況調査について。今回調査箇所の避難道路設置は、河川が氾濫したことを想定して、備蓄庫等を整備してきた避難所に、自動車等で安全に避難できる第2ルートとして必要であるという認識で調査を進めている。

今回示されたルート案では勾配5%だが、勾配を若干見直す事により、延長も短くなり、河川敷にかからないルートも可能と推察するため、再度検討願いたい。

調査箇所は、様々な制約、条件があるとの説明であったので、整理されたい。

予算との関係もあるので、上記事項を検討のうえ、概算調査費（予備調査、設計費含む）及び概算工事費を報告されたい。

②広葉樹施業状況調査について。林業六次産業化推進事業については、全体像を分かりやすい形で示されたい。

各種データの算定については、現地の状況を勘案し、精度が高くなるよう工夫されたい。

本事業については、進捗状況及び数値資料（数量や金額等がわかるもの）を定期的に、議会・住民に報告されたい。

③湯の沢温泉周辺施設状況調査について。住宅について。居住者と居住状況等を確認す

る機会をもっていただき、現状把握に努めていただきたい。

裏面をお願いいたします。周辺施設について。補助事業整備の整合性があるか確認のうえ、有効利用に向け検討されたい。

本館施設について。水道関連設備（配管、ポンプ、バルブ等、源泉水源地含む）の点検を定期的に行うよう検討されたい。宿泊棟トイレ、洗面台等を改善されたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

もう1部のほうをお願いします。所管事務調査に関する調査報告。道内所管事務調査であります。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

1、調査期日。平成30年7月2日から3日、2日間であります。

2、出席者。議会議員7名。

3、調査地等。①秩父別町、定住促進について。②株式会社太田精器、奈井江町であります。鳥獣被害対策についてであります。

①秩父別町、定住促進について。まとめとして、秩父別町の定住促進を目的に、旧小学校跡地を計画的に低価格で分譲し、過疎化を防止し町の活性化を図っている。平成23年度から第3期に渡り、合計38区画を1㎡当たり1円で宅地分譲した。分譲地は完売しており、29件の建築実績となっている。1㎡1円というのは、インパクトがあり宣伝効果がある。実際の宅地価格に換算すると130万円以上程度なので、その分補助している形となっている。宅地購入者については、道内購入者は、役場職員、土地改良区職員、JA職員等の子育て世代が購入しているのに対し、道外購入者は60歳以上の者が購入している傾向にある。宅地分譲だけではなく、様々な生活環境の充

実施策を行っている。子育て支援については、出産祝金、水道基本料金全額助成、認定こども園保育料軽減等、移住定住支援については、結婚祝金、移住体験住宅の整備、同窓会助成、家賃助成等、ユニークであるが、定住に的を絞った施策を沿線自治体の先頭になって行っている。

また、子育て支援の一環として、道内最大級の「こども屋内遊技場」や、日本一広い屋外遊技場「キュービックコネクション」を整備しており、周辺自治体の子どもの成長に大いに寄与している状況であった。なお、管理費等については、ふるさと納税を財源にしていた。

交流体験農園については、市民農園として、宿泊施設及び畑を整備した農園であり、滞在型、日帰り型、センターハウス、広場等を整備している。都市住民と地域住民が交流する機会をつくり、地域活力の再生を図っている。また、都市住民の農作業に関するアドバイスを地域住民が行う制度も導入しており、農業に対する不安感の解消や、交流促進に繋がっている。また、この交流体験を通じて、上記に記載した宅地分譲地を購入し定住した実績もある。

総括及び課題。様々な福祉施策や移住施策を組み合わせ、定住促進に繋げている。財源については過疎債を充当しており、建築物をしばらく行わず、ソフト面での財源活用を重視している印象であった。

財政的な問題もあるが、定住化促進に関しては、本村の地域特性を活かした、福祉、子育て支援（公園遊具等の整備も含む）、移住施策の充実に努める必要がある。また、移住希望者と村民との交流施策も有効であると感じた。

②株式会社太田精器、鳥獣被害対策につい

てであります。まとめとして、シカ、熊等の農作物被害対策として、LEDを利用した害獣撃退装置を調査した。従来、電牧柵や捕獲等での対策が主であったが、今回の装置については、赤外線センサーで害獣を感知すると、光、動き、音で威嚇を与える装置となっている。価格も電牧柵等と比較すると安価（1セット約40万円）であり、設置も容易である。大学との連携で実証実験も行っており、効果も確認されている。

総括及び課題。本村の鳥獣被害対策においては、電牧柵が設置できない農地が多くあること、設置が安易であること、比較的安価であること、耐久性も高いこと等から、今回の装置での効果が期待できる。しかしながら、デントコーン等の背の高い作物に関しては、設置場所の工夫が必要であると感じた。今後においては、担当課及び農業関係者から意見を聞き取り、今回の効果を説明し、実証実験や、農業者にとってより良い対策等を検討することが必要である。以上であります。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 審議資料の4ページでございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。まず、1つ目として、報告事項でありますけれども、お手元に配布をいたしました内容で説明を申し上げたいと思います。

台風21号及び北海道胆振東部地震の対応についてであります。9月4日から5日にかけて

て北海道に接近しました、台風21号による本村の被害状況及び対応について報告いたします。

台風21号は、暴風域を伴ったまま、4日夜から5日朝にかけて北海道に接近し、同日9時には、温帯低気圧に変わりましたが、規模の大きな台風で、本村にも被害を及ぼした平成16年の台風18号と類似していたことから、防災担当が中心となり、警戒をいたしました。

4日19時33分に暴風警報が発令されて以降、職員が役場で待機し、5日の3時48分の停電の際には、関係管理職、職員を招集し、在宅酸素患者の状況等の確認及び村内の被害状況について確認を行っております。

停電については、中央地区5時50分、トマム地区7時32分に復旧しまして、全村で電力が復旧しております。

倒木被害については、村有地において2箇所ありましたが、いずれも人、建物への影響はございませんでした。

農業被害において、1戸の農家で、スイートコーン1万2千本が倒伏し、約120万円の被害が確認されているほか、物置のトタンの剥離が数件確認されています。

続いて、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震の対応について報告いたします。

9月6日3時8分に発生しました胆振地方中東部を震源とする地震は、最大震度7、本村においては震度4で、東日本大震災以来の強い震度を観測しております。

地震発生後、ただちに管理職及び職員を招集し、災害対策連絡会議を設置し、情報収集、高齢者の安否確認、避難所設置準備等を行いました。

早急に避難を必要とする方はいませんでしたが、4時30分、コミュニティプラザに避難所を開設し、広報車、エリアメールで周知を

行い、非常食、水等を準備し、避難者の受け入れ準備を行っております。

なお、中央、トマム各地区において、避難者はなく、電力復旧後8時30分に避難所の閉鎖をしております。

また、ニニウ地区については、電力の復旧が遅れ、村の発電機による最小限の動力確保をしていましたが、9月8日午後10時に電源車の配置により復旧しております。

村有施設、村道等の被災、落石等の被害、一般住宅の被害、けが人等の人的被害の報告もなく、各地で大きな被害が出ている状況の中で、本村への影響は最小限であったと思われます。

2夜連続にわたる、異なった災害に対応できましたことは、これまでの蓄積と毎年行われている訓練の賜物であると考えており、今後においても、迅速、適切な対応によりさまざまな災害に対処してまいります。

現在、被災地では、停電が継続されており、ライフラインの復旧に目途が立っていない地域もあります。

電力供給不足で、ガソリンの供給が制限されるなど本村にも影響を受けておりますが、大きな被害を受けた地域の一刻も早い復旧を願うとともに、被災し、亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

本村としても近隣自治体、関係機関と協力しながら復興を進めてまいります。

次に、2番の主な用務等でございますが、6月18日以降、5ページまでの記載のとおりでございます。次に、6ページ、入札でございますけれども、こちらも記載の内容の入札を執行しておりますので報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので何点かに渡って質問をいたします。まず、小規模多機能居宅介護施設「とま〜る」の利用状況であります。村の担当に開設以来の利用状況等について報告を求めましたところ、日常業務の大変忙しい中で資料を作成していただきまして大変ありがとうございます。この資料に基づいて、(2)以降の問題について質問をしたいと思います。

年度別利用者実績表を見ると、登録者が年々減少しております。本村では高齢者が増加してきているのが実態であり、サービス別を見ると、通いは平成28年から29年の実績が大幅に落ち込んでいます。また30年の登録者数が減少しておりますから、当然、通いのサービスを受ける人数が減少することが読み取れます。泊まりを見てみると、平成28年から29年度では大幅に落ち込んでおります。

小規模多機能施設については、多くの村民の期待を受けて平成27年4月に供用開始されてから3年が過ぎました。当然、住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすために心を込めた支援、一人一人の心に寄り添いみんなが笑顔で過ごせるようゆとりある支援を基本理念として、通い、訪問、宿泊、施設サービスを提供しているということで、設立時に崇高な基本理念を持って、この間、取組みまれ、今、提示された内容の状況になっているということでもあります。

村は、大変財政の厳しい中でなんとか福祉施設を建設し、高齢者やその家族が少しでも安心してこの村で暮らせるようにという強い

思いを持って、占冠村小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」を建設すると共に、施設運営にあたる職員体制を確立してきました。残念ながら現状は、当初の期待どおりとはなっていないと思います。利用者の拡大に向けた取組みについてまず伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず利用者の拡大に向けての取組みというご質問でございます。村としては2カ月に1度、占冠村小規模多機能型居宅介護施設運営推進協議会を行っております、利用者実績の確認を行っているところでございます。8月28日に平成30年度第3回目の占冠村小規模多機能型居宅介護施設運営推進会議の中で利用者の拡大についてお話をしております。

また、毎月1回行っている地域ケア会議で情報の共有をしております、その中で、小多機、この先「小規模多機能型居宅介護施設」につきまして「小多機」という略称で呼ばせていただくことをお許しいただきたいと思っておりますけれども、小多機のサービスが必要となれば繋げていくようにしております。

さらに、社協では、施設を身近なものとして必要な時に利用できるようにしていただくため、「とま〜る夏祭り」や「とま〜るだより」の発行を行うなど各種のPRを行っております。近く、社協では、他市町村の小規模多機能型居宅介護施設状況を勉強するために視察も予定しているというふうに伺っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 定期的に、2カ月に1回推進会議等を開いてやっているということ。そういうことで、村と意思統一を図っているということであれば、サービス、

つまり登録者やこういった具体的なサービスについて、訪問以外は大幅に落ち込んでいるわけで、平成30年度もこれらの状況を見ると明らかに落ちてくるという想定になります。

逆に、今の村長の答弁から言えば、利用する人が大幅にうちの村では減ってきているよと、こういうことだというふうにも読み取れる。内容がそういうふうにとれるわけですが、私としては、高齢者、対象者も年々拡大してきているという状況からいえば、これらの「とま〜る」の施設の利用拡大に繋がっていくような状況になるのではないかと思います。内容がそういうふうにとれるわけですが、私としては、高齢者、対象者も年々拡大してきているという状況からいえば、これらの「とま〜る」の施設の利用拡大に繋がっていくような状況になるのではないかと思います。内容がそういうふうにとれるわけですが、私としては、高齢者、対象者も年々拡大してきているという状況からいえば、これらの「とま〜る」の施設の利用拡大に繋がっていくような状況になるのではないかと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初にお渡ししたペーパーに記載のとおり、議員のご指摘のとおり、平成27年度から30年度の、30年度につきましては中間数値になりますけれども、登録者数でも減少しているという実態にあることは明らかでございます。

泊まりについての減少については対象者、登録者の1名の方が多く泊まると。延べ人数でございますので実際には減少していると。ちなみに平成27年度で1名の方が273回ご利用されていますので、これが全体の数値を引き上げていると。それから平成28年度につきましても1名の方が192回、また1名の方が293回ということで、お二人で485回ご利用されていますので、トータルで709回ということ。通い、訪問はだいたい横這い、若干減少傾向にあるというふうには認識しますが、これについては、登録人数が当初21.8人であったものが現在、30年度で17.2人ということで、これらの数値が影響しているという

ふうにご考慮しております。

小多機の運営でありますけれども、建設当初は当時のデイサービスの利用者数等も考慮しながら施設の定員数を定めたものと認識しております。そして、当初はデイサービスから引き続き利用する方が多かったため、小多機の利用も定員近くまであったと考えられます。一方、現在の本村の小多機の利用対象者を見ると、これまで村のサービスを利用されておらず、新たに介護認定を受ける方が多くなっています。新規に介護認定を受ける方の中には、村外にある自らの好みに合った介護施設や、家族の住んでいる近くの施設入所を選択されることもあるかと聞いております。それらが登録者数減少の大きな理由であると考えられております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） それぞれのサービスを受ける人も選ぶ権利があるわけですから、自分に合ったサービスを受けるという形で村外の施設等を利用する方も増えているということ。それらが登録者数減少の大きな理由であると考えられております。以上です。

問題は、この施設を作る時の原点というものをもう一回考えていかなきゃならないと思うわけです。当時、いろいろな施設の建設を望む声が出山ありました。そういう中で、なぜ本村では小規模多機能のこの施設を選んだかということ。議会も当然、多くの施設を見ながら、やっぱり占冠の財政規模とか人口規模、そういったものを考えてこの施設を作ろうという方向で、村も含めて決まってきたということ。それらが登録者数減少の大きな理由であると考えられております。以上です。

当然、施設だけ作っても運営ができないわけですから、運営母体である社協の介護職員の充実等にも、この間、村は努力して、最大限財政の許す範囲の中で介護施設職員の一人ひとりの働く人たちに負担のかからないよう

な体制をできるだけ追及してきて、今日の職員体制があるというふうに思っています。

施設、そしてそれを運営して具体的に取り組んでいく職員等を含めて、村は、今の財政大変厳しい中でも最大限、この小規模多機能施設を有効活用して、この村で1日でも長く住み続けられるような、そして家族の負担を軽く、軽減していくためにこの施設をなんとか利用していくと。こういう方向で取り組んできたわけですから、現状を打破していくために、定期的に会議をもっているといっても、どうもそのへんの中身としては実際に住民に直接接している人たち、村側と施設の人を受け入れる体制、そここのころに考え方、取り組みに齟齬があるのではないのかというふうに思っているわけです。実際はちょっと分かりませんが、そういった心配をしております。

それで、今、この施設を作って、3年と4カ月ほど過ぎているわけですが、よりこの施設、職員をフルに生かしていくためにも、今、必要なことは先ほども言いましたように、この施設の供用開始時の基本理念に、つまり原点に立ち返って、通い、訪問、泊まりの利用者拡大に向けた取組みを、村としても社会福祉協議会と定期的にやっているということでもありますけれども、その話合いの場を持って、意思疎通を図って、共通の認識を持って村民の側に立った立場で利用者拡大に取り組むことが今、一番強く求められているというふうに思います。そのへんについて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ご指摘の件について、村としましては、村と社協が連絡を密にしながら、きめ細かくサービス内容の説明を行いながら利用者の増に繋げていきたいというふ

うには思いますが、村と指定管理者との連携について言及がありました。このへんはもっと連絡を密にしながら、利用者の特性に従いまして地元の小多機を利用することが望ましい方につきましては、積極的に利用いただけるよう努めてまいります。

具体的には、受け入れの窓口を広げるため、村民であれば介護認定を受けていない方であっても一時利用はできる、などについて周知を進めるよう協議をしてみたいと思っております。なんといいても、地元で住み慣れた地域であり、知り合いも多い、安心して過ごせるということが大事ななというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今、村長の言われている、介護認定を受けている方ばかりでなくて、当初作った時にもいろいろな議論をした中で、例えば、農繁期になかなか介護する人が忙しい中でなかなか見きれないと。こういった部分について、夜遅くまで仕事をせざるを得ないという時には、その介護している農家の負担を軽減するために、この施設を使うこともできるよと。

それから、冠婚葬祭等で他市町村へ泊まりで出かける場合について、これらについても介護認定を受けていなくても、そういった方々も利用できるように取り組むということで、一般利用の料金も設定して、この間、取り組んできたというふうに思います。

ですからこのへん、建設にあたっての理念、それからそういった利用拡大に向けた取組みの議論をしてきた中で、そういった過去の議論もありますので、それらについて、十分、社協とも意思疎通を図って、利用拡大に向けて、せっかくこれだけの施設と人員を要して村は取り組んできているわけですから、利用

者拡大に向けたさらなる取組みを強く求めて、まず、この問題については質問を終わっていききたいと思います。

次に2点目の問題について質問をいたします。この質問をするにあたって、実は役場庁舎前の駐車場の早期舗装です。こんなことを議会の中で一般質問することはどうなんだろうという思いは実はあります。当然、職員や多くの人たちがあそこを出勤時、退勤時に通るわけですから、あの状況というのは、誰もが見ても大変危険な状況だなどという思いもあるんだろうと思います。過去にもこの問題については、役場の担当者が自主的に、駐車場に大きな穴が何箇所もあるわけですから、危険を察知して、砂を入れたり、いろいろなことをこの間、努力してきたということも聞いておりますし、見ております。

しかしながら、今回、春以降、約10箇所に渡って穴が開いておりまして、村の玄関口、つまり一般のお客さん等々も来庁するわけですが、財政的に厳しい村であっても、入口がそんな状況であります。ましてや高齢者や役場、施設を利用する子どもたち、こういった人たちが夜間自転車等で通ったり帰るときに、穴に落ちてひっくり返ったりということも想定されるわけでありまして、深いところでは10cm近くの穴も開いているところもあるということです。

私が大変残念に思うのは、そういう危険を察知したときに、こんな状況で住民の人たちが安心して役場を利用できるのかと、そう思うような危険を予知する、そういったことができていない。本来であれば我々が議会でこんなことを一般質問するのはおかしいわけで、やはり気が付いた人がきちんとそういった問題を上げて、住民サービスの向上を図っていくと、そういうことがなければならぬとい

うふうに思います。結果としては、ここまできても改良されないわけで、やむなく今回は緊急的な課題だということで、早急に駐車場の改良を行うよう強く求めたいと思います。このへんについての考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員からご指摘のありましたこのような案件につきましては、ご指摘を受ける前に処理すべきことと私も感じておりまして、大変申し訳なく思っております。

役場庁舎前の舗装につきましては、春に1度、砂を入れて補修をしておりましたけれども、雨等で流れることもあったため、舗装材での補修が望ましいと考えておりました。かねてより舗装材300kgを購入しておりまして、地元事業者の協力を得て早急に補修をする予定でしたが、先般、補修を完了したところでございます。このほか、さまざまな公共施設、村道や村有施設等の周辺の舗装を含めた整備等もあるわけでございますけれども、反省点として、現地確認をこまめに行いながら、住民生活に危険が及ばないように計画的に修繕を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 舗装の改良は終わったということで理解していいのかな。問題は、先ほど言いましたように、やっぱり危険を察知する、予知の能力を向上させるような取組みがなければならぬというふうに思います。私が元勤めていた職場では、毎月1回危険予知訓練というのがあって、この現状を見た時に危険なものはなんですかと、こういうことを常に訓練するわけです。特に安全問題についてですね。

住民の安心、安全を確保していくために、

役場職員にはいろいろ頑張ってもらっているわけですが、そういった予知能力がなければ、本当は危険があるにも関わらずそれを軽く見過ごしてしまうという現状です。そういった意味で、今回の役場前の駐車場の穴の開いた状況は、住民の立場に立てば危険だなというのは明らかなわけですね。

やはりこれを機会に、何が危険なのかという危険予知を、役場としても安全衛生委員会などの中で取り組みをしていかなかったら、住民の思いと職員の思いがかけ離れていくということになってくるので、そのへんについても含めて、教育をされることが必要だろうというふうに思っています。そのへんについて再度伺って質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃるとおり、住民生活に危険が及ぶようなものについては、やはりそういった予知能力を高めるということは、まさにそのとおりだと私も感じておりますし、そういったことの訓練を含めて、さまざまな機会を通じて役場全体の中にそういった気持ちが起きるような体制を検討しながら、ぜひそういった訓練をして、早急な対応が取れるような能力を高めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 次に5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので何点か質問させていただきたいと思ひます。質問にあたりまして、今回の胆振東部地震でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表したいというふうに思ひます。今回、占冠村は被害が最小限で済みましたけれども、いつ来るかわからない災害に対して備えをしていこうというふうに心を新

たにしたところでもあります。

質問に入っていきたいと思ひます。地域おこし協力隊について聞いていきたいと思ひます。占冠村における地域おこし協力隊の活躍は、他の自治体と比べてもとても先進的なものになっていると感じています。猟区の設置に始まりまして、メープルシロップですとか羊毛や鹿革のクラフト、スケートボードの手造りなど新聞などでも話題になることが多く、住民も改めて協力隊の存在について関心を寄せているというふうに感じています。

まず、この協力隊の制度について、今日は村長と住民に分かりやすい議論をしていきたいというふうに思っております。この制度の主旨と占冠村が受け入れを決めた、もう10年近いぐらいになりますけれども、その経緯等を伺いたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、地域おこし協力隊の制度の主旨でございます。地域おこし協力隊制度の主旨は、都市地域に住む者が一定期間地域に居住し、地域ブランドや地域産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るというものでございます。

占冠村が受け入れを決めた最初の経緯でございますけれども、平成22年度に野生鳥獣対策や森林資源活用のために専門員の募集をしたのがそのきっかけでございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） まさに定住・定着を図るということで、これまで受け入れをしてきたわけです。平成22年となりますので、もう8年も前になりますね。現在まで、大勢の

隊員を受け入れてきたわけですが、その人数の実績と、協力隊終了後にどのくらい定着しているのかという定着率について、企画商工課所属隊員、林業振興室所属隊員、それぞれ伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 受け入れ人数と定着率のご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず、林業振興室から申し上げたいと思います。林業振興室に所属する地域おこし協力隊につきましても、野生鳥獣対策や森林管理支援、特産品開発などを中心に従事する隊員として、平成22年度より現在まで6名を採用し、内3名が既に任期を終えています。任期を終えた3名の内、1名は諸事情により村外に転出をいたしました。2名は村職員等として本村に定住をしており、67%の定着率となっています。

次に、企画商工課では、今まで7名の協力隊員を受け入れております。今まで3名の協力隊員が任期を終えており、その内の1名が定住に至っておりますので、定着率は約33%となっております。

林業振興室と企画商工課の協力隊員を合計すると、村の協力隊の定着率は50%となっております。おおよそ全国平均に近い数値となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 私も顔を思い浮かべながら振り返って、今まで13名の方が、今、活動していられる方も含めて13名の方が協力隊としてわが村に定着したいという思いを持って来ていただいています。その内、定着していただいたのは、林業振興室の2名と企画の1名、3名の方が終了後も定着をいただいていると。現在、終了している方は6名おきまして、その内3名の50%が定着を

しているという状況というふうに思います。

現在、取り組んでいる隊員も含めまして、協力隊が取り組んできた事業等の実績、途中経過について、すべての隊員の取組みをまずは大枠でお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問のすべての隊員の取組みの大枠でございますけれども、本村における今までの地域おこし協力隊の活動内容は大まかに分けまして、3つございます。一つは森林と野生鳥獣対策、二つ目は集落対策、そして三つ目が地域資源の利活用等を行うものでございます。もちろんこれらの分類はあくまで目安の一つであり、それぞれのジャンルを跨いだり、これらとは異なる他の分野に取り組むことも妨げるものではございません。

それぞれの採用人数でございますが、今まで森林と野生鳥獣対策につきましても5名、集落対策につきましても4名、地域資源の利活用関係では4名の合計13名を採用してきておきまして、現在7名が活動中でございます。

○議長（相川繁治君） ここで一般質問中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは続けさせていただきます。ちょっと整理したいんですけども、13名が今までにいたということで、先ほどの村長の分類からいくと森林野生鳥獣の担当が今まで5名いたと。終了しているのが3名で現在2名がまだ活動していると。この2人はまだ1年以上任期があるということでもあります。

集落対策の4名については既に3名が終了して、今トマムで1名活動していると。このトマムの活動をしている方は今年度で任期が終了するという事です。

地域資源開発の4名、これは4名とも現在も活動しておりまして、その内メープルシロップの担当の方が、当初は集落対策のほうにも行かれていたんですけども、今年度で終了すると。そういう今7名の方が活動をしていらっしゃるということでもあります。

それでは、この内、猟区も今、担当している協力隊と協力隊の卒業したスタッフが担当しておりますが、猟区の農業被害対策の部分とメープルシロップ、トマム集落支援について、それぞれの事業内容を村長から詳細に伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） それぞれの協力隊員の現状につきましての質問でございますのでお答えをしたいと思います。

まず、猟区・農業被害対策でございますが、現在、林業振興室においては3名の隊員が在籍しておりまして、それぞれメープルシロップを中心とした新たな特産品開発・販路拡大などの活動。将来的な林業従事に向けた林業技術取得、木工クラフト制作などの活動。野生鳥獣対策森林管理支援等の活動に取り組んでおります。この内、猟区・農業被害対策の事業内容といたしましては、野生鳥獣専門員との2名体制によりまして、狩猟期における猟区での入猟対応はもとより、エゾシカ、ヒグマ、アライグマなどの有害鳥獣対策、野生鳥獣処理加工施設の維持、広報誌や村ホームページなどを活用した情報発信、酪農学園大学との連携による学生実習や修学旅行受け入れによる教育普及活動、人材育成活動など広範多岐な活動を展開しております。

次に、メープルシロップでございますが、メープルシロップに関する事業内容といたしましては、当該隊員を中心に事業の委託先であります占冠村木質バイオマス生産組合と連携しまして、メープルアイスやメープルビネガーなどの新商品開発を始め、メープル収穫祭の企画運営、村内外のイベント等での商品PRや情報発信、新たな販路拡大などに積極的に取り組んでおります。これらの取り組みが功を奏しまして、メディアでも盛んに取り上げられているなど、徐々にではありますけれども占冠産のメープルシロップが地域ブランドとして内外に認知されつつあると感じているところでございます。

トマム集落支援でございますが、ミナ・トマム開設に係る支援、トマム小学校の外国人児童への通学等支援、トマム地区運動会に係るTシャツ作成支援、トマム学童保育での協力、ミナ・トマムの管理人サポートなどのほか、消防団委託団員の補助などを行っております。その他、過去2年に渡る中央小学校卒業制作への支援、物産館でのTシャツ作成ワークショップ、中央小土曜学習支援、キッズスペースでの支援など社会教育や学校教育の各方面で欠かせない重要な役割を担っていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） その内、メープルシロップとトマム集落支援についてまた少し掘り下げていこうと思うんですけども、それぞれ担当している年間費用についてお伺いしていきたいと思います。

費用は給与のほかに、社会保険、住宅、車やパソコンのリース、備品の購入、研修や講習への参加費などさまざまあると思いますけれども、特別交付税で措置されるもの、されないものがあれば分けてお伺いしたいと思います。

ます。また、全隊員共通の経費があれば人数で割ってお示しいただきたいと思います。要は、こうしたメープルシロップの地域ブランド化の事業、トマム集落支援にどのぐらいの費用がかかっているのかを住民の皆さんにも分かりやすく示していただきたいというふうに思っています。あと、特別交付税の仕組みについても、住民の皆さんに分かりやすいよう少し説明を加えていただければありがたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 協力隊員の年間費用にかかるご質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず、メープルシロップ関連の隊員にかかる年間費用の総額につきましては、512万3千円でございます。これには隊員の報酬、それから社会保険料、研修旅費、業務用の消耗品、車両のリース料、修繕料、燃料代、各種手数料、保険料、住宅使用料などが入っております。

それからトマム集落支援の隊員につきましては、年間費用が432万4千円でございます。この内訳も先ほど言いましたように報酬、その他の経費ということでそれぞれ支払っております。

特別交付税でございますけれども、これについては、特別の財政需要がある自治体に対しまして交付される交付金の一つでございます。地域おこし協力隊を受け入れた場合にあっては一定の特別交付税が交付されることとなっております。具体的には、協力隊員に対する報酬が250万円以内、その他の活動費として150万円以内、合わせまして400万円が特別交付税として措置される制度となっておりますので、それぞれ400万円を超えたものについては村の一般財源になるということでございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、分かりやすく説明していただきました。特別交付税で400万が国から措置されているということで、メープルシロップに関しては512万3千円ということですので112万3千円は村の負担と。トマムについては、432万4千円ということと32万4千円は村の直接の負担ということになっているということです。

特別交付税も国のお金で税金ですから、国のお金だからいいということではもちろんありませんけれども、こういう費用に対する効果、メープルシロップ、トマムの集落支援対策、村長自身はどのように感じているか、率直にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域おこし協力隊におきましては、議員の言われるとおり、特別交付税、措置がなされていると同時に、地域の定住人口の増加に繋がります。さらに新しい文化や産業の担い手となる人材を確保するきっかけとなる事業でありますので、こういったものについては、村にとって非常に大きなものがあると考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 私もこの事業については、国の支援がある間は非常に効果的だなというふうに思っております。ただ、これが終わった時点でこれをどう組み立てていくかに全てがかかってくるんだろうなというふうに思うんです。

メープルシロップについては、事業の可能性が非常に広がっているなと思っています。先ほど説明のありましたアイスですとか、ビネガーの展開とかイベントの展開というのをされておりますけれども、今後、さらに付加価値を付けて、例えばスイーツの展開をして

いく、カフェの展開をしていく、そういったことがわが村は観光産業、道の駅、パーキングエリア、トマムリゾート、いろいろなところでこういったものを求められる傾向にありますので、そういうことを含めても非常に将来性があるのかなと。

ただ、原材料に限りがありますので、これを林業の施策と捉えて材料を増やしていくと。これは時間がかかる取組みですけれども、そういったことを進めていくことによって非常に将来性が出てくるかなと。これは今後どう進めていくかということが非常に重要だというふうに思っております。

トマム集落支援についても、現状では、住民が求めることについて、非常に細かく動いてくれているというふうに見ております。地域からもすごく信頼をされて、ぜひ地域に残ってほしいと言われております。ただ、現在、いろいろな事業を跨いだ中で活動していますので、彼に住み続けたいというありがたい意思を持っていただいている中で、どのような形にしていけるのかということとは地域一丸となって考えていく必要があるなど。

現在、7名の若者が地域で活動しているわけですが、この若い時代の3年間という非常に貴重な時間を村として預かっているという責任があるんじゃないかなと、私は思うんです。村長自身、若者の未来を預かっているということについてどのようにお考えか、いろいろなところで言葉を交わされていると思うんですけれども、ぜひこの7名の若者と村長自身、1対1で話をされて、将来どのようにしていきたいのかということをお願いしたいなというふうにも思うんですけれども、そういったところの認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域おこし協力隊員の任期は確かに3年ということで決まっておりますし、特別交付税の措置も時限立法ということでもありますので、限りのある期間というふうには思っていますけれども、国の概算要求を見ますと、31年度も法改正をして継続をされるというふうには聞いております。議員のご指摘のとおり、期限が切れる隊員がいるということで、そのへんの考え方等のご質問かなというふうに思います。

いずれの隊員も3年間という期間の中で、それぞれの専門性を生かしながら地域協力活動を展開しております。この間に培った知識とノウハウについては、村にとってかけがえない財産でありますし、これらの貴重な人的資源を村外に流出させるということは、村にとって大変もったいないというふうには考えておりますので、引き続き村内で活躍いただきまして、地域力の維持・強化に寄与されるのが村の利益となるのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、しかしながら、任期満了後に村内で起業し、それを生業として継続していくことは市場規模、村内インフラなどに鑑みますと大変困難性があるということを確認しております。隊員の任期終了年には、起業に関する経費として100万円が特別交付税措置させることから、村といたしましても、最終年には、当該隊員の起業に向けた予算措置を行うなど、隊員の意向、それからニーズ等の把握に努めまして、綿密な相談体制を作りながら物心両面でこれらのフォローにあたってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、村長から今後どうしていくんだという部分も触れて答弁いただきましたけれども、占冠村でゼロから事業

立ち上げてやっていくというのは本当に難しい。私も17、8年前に経験がありますが、やはり市場規模が小さいということで非常に大変でした。特に3年間くらいは本当に若かったからできたなと今では思うんですけども、非常に大変でした。

北海道、道の総合政策部の地域づくり支援局で地域おこし協力隊の支援ガイドというものが出ております。これは村でも十分承知をされていると思うんですけども、やはり協力隊を配置したはいいけれどもそこで去ってしまうと。これは非常に損失だということで、北海道はこの制度をもっとも活用している自治体なわけですけども、いかに定着してもらえるかということで、いろいろな情報集めているわけです。

この起業支援ガイドも、本当にお役所仕事でない非常に心のこもった内容になっていて、隊員のことのみならず市町村がどういった支援をどういうふうにやっていけばいいか、先進自治体である喜茂別町等の事例、そしてその隊員で定着した人の体験談等も含めて、この中にきちんと見せながら提案してくれているわけです。市町村の起業支援、起こす業、支援等の一覧なんかもしっかりと載っています。起業はゴールでなくスタートであると。スタートの位置につけるために地域と行政が一体となってその協力隊のフォローをしていく必要があるということでもあります。

任期が切れたら、とたんに暮らして行けなくなるようでは協力隊を受け入れた意義がないということでもありますけれども、わが村では起業という部分の支援というのは弱い部分もあるんですよ。これは今までの協力隊員の定着した人を見ても分かるように、定着した3名は農業に入られた方、そしてあとは行政の中で勤められている方ということで、ま

だ起業した方は協力隊ではいらっしやいません。一方、村の中では小さい企業はぽつぽつと出てきてはおります。ただ、起業支援、今、村の支援自体は、開業支援の商品券ということで商品券20万円を交付と、事業継続の奨励金ということでその事業が3年以上継続して今後も継続されると認められる場合は、さらに現金30万円と20万円の交付となっています。

ただ、これは、自分で起業して、それに対するおまけというところとちょっとあれですけども、よく起業していただきましたねということで本当に小さいプラスの支援だと思うんです。この制度があるから、起業してみようというふうにはなかなか得ないと。

さまざまな起業支援がありますけれども、一番近いお隣の南富良野町。ここは古くからやっていますけれども、新たに商工業を営む個人及び法人が営業の用に供する施設、設備等で事業に要する費用が100万円以上のものの費用の1/3または200万円のいずれか少ない額を助成するというような起業支援制度があります。これは既設の事業者にも、今は新規事業を起こす時にはできているんですけども、先ほどの特別交付税としての100万円とは別に、村としてもこういう起業を後押しできるような支援策というのが今後必要になってくるんじゃないかなと。今後というか協力隊の起業、それと村内での小さな起業を後押ししていくうえでも非常に重要になってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域おこし協力隊員の起業に関わる支援ということでご質問があったわけでございます。村といたしましては、現行法上できるのが、任期を終えて1年目までは特別交付税措置をされる100万円の起業

に関わる経費を助成することが可能なんだということになっておりまして、それぞれの隊員が将来の自立に必要と思われる各種の研修や受講、それから販路の開拓に繋がる活動について、それぞれに検討をお願いしておりまして、このような自主的な事業計画を立てることによって、それらの経費を村が負担をできるシステムにしております。

地元での起業という部分でございますけれども、議員の言われるとおり、地元企業支援の制度しか村にはございません。これらを含めて、地元企業との兼ね合いもありますので、これらについては少し研究をしてみたいというふうには思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 開業支援の商品券も商品券20万円分交付ということは、村内で使えるということなんですけれども、村内で使えるというのは、地域でお金が回るということではもちろん有効ではあるんですけれども、それとは別に、いざ起業しようというほうにすると村内でしか使えないのか、ということですよね。大きな設備投資しようとする村内の業者ができないこともありますし、村内の業者で売ってないものを何か開業に使う、使いたいという時には有効に使えないと。そういうこともありますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

あと、この質問をするにあたり、協力隊の皆さんにもお話をお伺いしたんですけれども、やはり現在の協力隊の置かれている現状と将来について非常に不安を持っていらっしゃると思います。現在、村は北海道まちづくりセンターに委託をしてフォロー業務をほとんどの隊員が受けているということで、村とまちづくりセンターと協力隊と三者でいろいろな情報共有をしているという認識をしているんですが、

そういうことをやっても、なかなか本質の話合いができていないなというふうに思うんですね。

例えば、今、任期が迫っているメープルシロップ事業の隊員、そしてトマムの集落支援の隊員。この二人についても、今年度で終わりですから、時間がない中で非常に不安であるというふうに話していました。先進地の喜茂別では、町だけが協力隊のフォローをするのではなくて、商工会を含めてコンソーシアムを作って、担当マネージャーが、常に情報交換をしながら町の中で調整をしていくということをしています。起業するというのもNPOであるのか、株式会社であるのか、合同会社であるのか、いろいろなパターンがあると思うんですけれども、個人事業主ということもありますけれども、そこに導いていくにはお金も時間も非常にかかるわけです。そういったことをきめ細かにやるには、今の煩雑な業務を抱えている部所が担当するというのは難しい面も多々あるのかなと思うんです。

今後、こういう協力隊との綿密な将来設計、そういうことを構築していけるような体制をどういうふうに考えておられるのか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在いる隊員の方々の状況でございますけれども、現在、メープルシロップを担当している者については、村内に残って起業はしたいという希望を持っていて、それだけでは生活可能かといった問題もあつたりして、他の事業と組み合わせをするための研究、それから実際にそういった実習、体験、そういった組み合わせが可能かどうかの試験をやってみたいということで、この半年間でそういったものを村が許可をしてやらせてみたいと考えております。それぞ

れの隊員が考えていることを、村も真剣に考えながらフォローをしていきたいというふうに思っております。

それから、トマムの集落対策の隊員につきましては、現在、幼児から高齢者までの占冠村の社会教育全体を包括するようなメニュー化を試みたいという希望を持っておりまして、これが実際にどういったものになるのかというのはちょっと今、現在ではご報告できない状況ではありますが、そういったものについても隊員ともお話をしながらやっていきたいと。

このほか、鹿革等活用した村内でのワークショップの実施から観光客向けのワークショップ等を事業化したいという方もいらっしゃいます。

それからICTの経験を生かした事業化を検討している隊員もいらっしゃいます。

それから羊毛等を使った体験型観光メニューと、就農について事業化できないかと検討をされている隊員もいらっしゃるということでさまざまな、それぞれの隊員も試行錯誤といたしますか、自分の経験を生かした事業についてそれぞれ検討いただいているということでございます。

現段階で議員のおっしゃるように、経済的な支援だとかそういったものについては、村としては持ち合わせているのは先ほど申し上げたとおり、特交措置の関係でございますので、これらも含めて、今後、この方々たちがどういった方向でどういったことをやりたいのかということを見極めながら、村内企業全体の中でそういった支援措置があるのかどうか、村としても検討、研究をしてみたいというふうに思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 隊員がやりたいって

言っているということももちろんあるんですけども、例えば、メープルシロップは教育委員会で研究を始めて、それを林務で繋いで、これはうちの林業施策の六次化の中で今、目玉として磨いて行こうという事業なわけですよ。隊員として、いろいろなノウハウを身につけて事業に生かしていくというのは、今、本当に順調に進んでいると思うんですけども、やっぱりこれを大枠でどう進めていくか、どう事業化していくかというところは、やはり隊員が考えるというよりは村も含めて一緒に考えていくということになると思うんですよ。この作業が今できていないな、隊員任せになってしまっていると思います。

あと、トマムの集落支援に関しては、本当によくやっているなというふうに見ているんですけども、やはり落としどころがどこなのかが見えない。今、大変な被害を受けた厚真町では、放課後子ども教室に関しては、これは事業化をして村から委託をして一人の人が個人事業でやっているんですよ。彼女は、もともとはネオスという大きなNPOにいて、そこから派遣されて、厚真町でネオスが事業を受けていたんですけども、ネオスが解散するにあたって個人事業で立ち上げて、そこに教育委員会は委託をして、今、定着をしています。

うちの村の中でどこに今の隊員がやっているような仕事の重要性があって、それをどういうふうに継続していくのか、それをどう委託するなり、外部委託するなり、仕組み作りとしてどういうふうに残していくのかということ、しっかり精査して考えていく、一緒に考えていく体制が今はできていないなって。

今、トマムの集落支援に関しては、やはり所属は企画ですから、トマム支所ではないんですよ。トマム支所であればまだ手近で見

ていろいろと相談することもできると思うんですけども、なかなか部署が遠いところになると、そういった話にならないと。本人は一生懸命やっているし、頼りにされているんですけども、やはり半年後を考えた時に非常に不安だというふうに言っていますよね。これから他の隊員もそういうことに直面していくと思うんですけども、隊員をフォローするような体制というのを再度検討していくべきだと思うんですけども、村長に再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） それぞれの隊員がこの村で暮らすために起業したり、いろいろなことを考えているのに対して、村としての支援が不十分なんでないかとお指摘をいただいているなというふうに感じております。現在、村として協力隊員にできる支援について、さまざまな内容、ご相談も受けながらやっております、それが十分かといえば十分でないというご指摘でございますので、北海道まちづくりセンターのフォローアップ事業等もございますけれども、村として何ができるのかという、なにせ職員一人二人でフォローするような体制でありまして、なかなか付きつきりというわけにはいかないというのが現状としてあります。

そういった中で村としてどういったことができるのかということでございますけれども、いろいろ悩みとか考えていることについては、計画なりいろいろなものをお伺いする。まずそこからスタートしているというのが現状でございますので、メープルシロップですと、その現在生産販売を一括しているけれども、生産は委託で、販売は弊社の中でやったらどうかとか、これから検討を加えなければいけないというふうに思っていますし、あと

半年という不安は確かに私も思いますけれども、結論に至ってないということでございます。なんとかこの村で起業してうまくいける方法があるのかないのか、そういう方向に向かっていただくような村としての対応も進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） こういったら失礼ですけども行政職員の皆さんには分かり辛いと思います。半年後仕事なくなるかもしれない、どうなるんだろう、どうやって食っていけばいいんだろう、自分はどこに行けばいいんだろう、今までやってきたことがどうなるんだろう、というのは本当に切実なる若者たちの声だと思うんです。時間もありませんのでフォローアップを早急にしてもらいたいと思います。

他部署への配置はということで、企画と林業振興室のみの配置ですけども、今後、これは他の部署でも配置をしていくようなことがあるのか、できるのか、そういった考えがあるのか。教育委員会でも、今は、トマム集落支援等で関わりがあるので、村長と教育長お二人にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 他部署への配置ということでございますが、基本的に今まで入れてきたのが、企画それから産業建設ということで専門性のあるところでございます。村としては、こういった今、村にとって何が必要なのか、こういった人材が必要なのかということ吟味しながら、協力隊の募集をしてきたというふうに考えております。

そういった意味では他もあるんじゃないかという、例えて言えば福祉とか、そういったものも確かにあるんですが、そういった人員の

配置の状況につきましては、それぞれの各部署が課題なり特性、そういった特性ある人材を求めたときには検討はしますけれども、現在はそういった専門的な状況を見ながら、進めてまいりたいと思いますし、協力隊につきましては、役場の穴埋めではないので、そういった考え方に基づいて募集はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） お答えさせていただきます。今まで教育委員会が独自に地域おこし協力隊の方を受け入れた実績はございませんけれども、小学校において羊毛教室、プログラミング教室、フットサル、メープル学習などを学校の授業、総合学習、土曜学習、そして放課後児童教室などにおいて参加していただいて、ご指導受けていただいたという経過がございます。今後においても、そういったことが可能であれば続けてやっていきたいと考えてございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 協力隊について最後の質問をしたいと思います。協力隊が活躍する一方、これまでこうした地域課題や地域資源探し、住民とコミュニケーションしながら地域の中をくまなく回ってそういったことをするというのは、主に若手の職員が担ってきたわけです。もちろん主たる業務もありながらですので、そこは大きくは進み辛かったかもしれないんですけれども、現在、その協力隊がそれを担うことで飛躍的にその部分は目立つ感じで伸びてきていると。ただ、やはり役場の若手職員がそういったことに関わることが少なくなってきたというふうに思います。本当に私が見ておりますと、協力隊は自由に飛び回っていて、若手職員は外に飛び回る口実がなくなってしまう

て、どうしても机に居ざるを得ない状況もあるのかなと。

村長とも話したことがありますけれども、昔は地域資源を本当にいろいろやったんだと、いろいろ調べていろいろな先生に来てもらって話を聞いてやったんだよということを聞いたことがあります。役場の職員と協力隊との今後のバランス、業務のバランス、そういったことと、そして集落支援は、今はトマム地区だけになってしまっているんですが、この集落支援と地域資源の発掘、もしくは森林野生鳥獣対策そういったバランス、協力隊も地域によっては、最初は1年目集落支援に入ると。集落の中で繋がりを作った中で次のステップとして地域資源を探していくというやり方をしているところもあるんですよ。そういったことも含めて、今後の受け入れの方向性等お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この件につきましては、国においても、先ほども申し上げましたけれども本事業が良好という判断もありまして、財政措置を31年度も継続する方向と聞いております。特交措置があると同時に、定住人口の増加や新たな文化や事業の担い手を確保するきっかけとなる地域協力隊の受け入れにつきましては、村にとって非常に有益だというふうにも考えております。

その一方で、職員が通常業務を行いながら移住者である地域協力隊に適切なフォローを行うことは、大変相当困難な環境にもありますけれども、全国的に見ても適切な地域の協力や役場のフォローを受けられないことに不満を持つ協力隊も存在するということが事実でございます。採用側が、期間後も継続が期待でき、且つ定住するに十分な業務を明確に提示し、それが地域おこし協力隊のやりたい

こととマッチングするのが理想ではないかなと考えております。

しかし、地域としては、地域のみ力ではなかなか達成できない夢、解決できない課題がありまして、これらの解決を求めて地域おこし協力隊を募集するのが村として通常取り組みであるというふうに思っております。

村といたしましても、本制度が続く限り、地域課題を含めて、必要に応じて積極的に地域おこし協力隊の制度の活用をしていくという方向にありまして、議員のご指摘のように、期間満了後の隊員の定住の土台もある程度準備しておくなど、隊員の定住と地域の発展の方向性を同時に実現できるような受け入れ体制の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時01分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 続けさせていただきたいと思います。協力隊について、先ほど教育長にも聞きましたけれども再度、現状、トマムの集落支援については通学支援だったり、例えば卒業制作のお手伝いだったり、コミュニティ・スクールとか放課後の見守りを含めてトマム・中央共に、協力隊に随分業務的なフォローをしてもらっているなと思うんですね。

現在、教育委員会では協力隊の所属はありませんけれども、業務的には教育委員会の中でも十分活躍していける業務があるんじゃないかなと思うんですが、今後、協力隊の定住・定着に向けた協力、もしくは教育委員会

独自に協力隊というものについて検討していく、そういった余地があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 先ほどもお答えさせていただいたんですけれども、今、教育委員会の中に一人を置いて、教育委員会の中のすべての業務を一人でということは今の状況では考えにくいということが一つあります。

それと、先ほどの中でも申し上げましたけれども、今、■■■■さんをお願いして羊毛教室、それと■■■■さんがICT関係ということで小学校からプログラミング教育が始まるということで、タイミング的にちょっと合致したんでプログラミング教室の関係、それと■■■■さんには公民館でやってきたメープルを、たまたま地域おこし協力隊ということで、六次化のほうに移行してもらってやってもらっているんですけれども、それとは別に■■■■さんのメープルということじゃないんですけれども、小学校でそういった地域の産業のプロモーションビデオとかそういった協力をさせていただいております。■■■■さんについてはフットサルあるいはミニ四駆というようなことで放課後学習とかでお手伝いしてもらっているのと、それと教育委員会独自ではできませんけれども、今までは、メープルの樹液からメープルシロップをとという形でやっていました。

今度は、実際のカエデの木を使ったそういった楽器という取り組みということで、まだ実質的には動いていませんけれども、■■■■さんとそういった木の加工も含めた中、それと■■■■さん、鹿の革を使った楽器とのコラボというようなことで、地域おこし協力隊の方と教育委員会と学校との事業との中で、連携取れるものについては新たな今後の方策も含めてやっていこうという形で協力していただき

たいと考えています。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の教育長のお話を伺っても、協力隊のやっていることが教育面でも非常に有益だと考えられると思うんですよ。であればなおさら協力隊が定着、3年後には定着をしてくということになってきますので、教育委員会としてもその定着に向けてなんらかの協力、行政任せにするのではなくて、教育委員会も隊員の間はいろいろお世話になったという経緯も含めて、定着・定住に向けてさまざまな協力をしていく必要があると思うんですけど、最後にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本武君） 定住と直接繋がるかどうか分からないですけども、先ほどから申し上げているとおり、こういった形で教育委員会としても学校とか社会教育含めた中で協力できることは、今後とも村とも協力しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。質問2の河川公園についてです。占冠河川公園が中央地区にありますけれども、河川公園、一般的には河川法に基づいて行われる河川整備事業のうち、河川環境整備事業での環境護岸、せせらぎ水路、散策路等の整備を行う「稼働整備事業」と、河川水面利用の適正化や推進を図る「河川利用推進事業」などで設置されることが多いということです。占冠村の場合は、どのような目的と経緯で設置されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川公園の関連で質問がありましたのでお答えをしたいと思います。

現在の河川公園につきましては、当時の土木現業所が河川敷地の環境整備利用ということで、当時、土木現業所の計画があり、村としてもそこに河川敷地の利用ということで計画があったと記憶しております。その後、そういったことで先行して土木現業所が若干工事をされておりましたけれども、占冠村としても既存のパークゴルフ場が手狭になったということもあり、新たなパークゴルフ場の整備について住民からの要望を受けまして、平成14年度に林業地域総合整備事業、林野庁の補助により整備をいたしました。

平成15年中に芝生の養生を行った上で、同年、秋の利用開始を予定しておりましたけれども、平成15年8月の台風10号に伴いまして、河川増水により壊滅的な被害を受けたということで、パークゴルフ場の利用を断念しまして現在の河川公園として利用をしているという状況でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そういう経緯で今あるということですけども、河川敷の公園ですから、そもそもが水没する前提でこれはいいと思うんです。水没しないときに有効利用しようということなので、有効利用をできるのであれば特に問題がないと。ただ、有効利用されているかどうかということが問題だというふうに思います。現在の河川公園の管理に係る経費を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川公園の管理に係る経費でございますけれども、平成29年度決算額で申し上げますと、開設及び閉鎖準備、園内及び堤防の草刈り、花壇整備、バイオトイレ管理など公園管理委託料として148万8240円を支出しておりました。また、大雨等による河川増水により公園の冠水が予想され

る場合には、事前にバイオトイレの移動を行うなどの措置を講じており、これに係る費用についてはその都度支出を行っているのが現状でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） その都度トイレ等の移動は行っているということなんですけど、水没するとかなり芝等も傷むと思うんですけど、そういったことの整備費用というのはどのようになっているんでしょうかね。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 仮に水被害を受けた、土砂被害を受けたということになりますと、その時点で現状回復がどの程度できるかということにもなりますので、現状回復ができる範囲で予算計上をして行うということでございます。設置の経過もありまして、当時、水没した時は泥を洗い流す費用などを積算しておりましたけれども、15年にあった災害では、土砂が50cm、1mというようなことがあって、土木現業所に土砂の撤去をお願いして、その跡地の芝生について村が当時のボランティアで復旧をして管理をしてきたという経過があります。29年度より村の管理で、一般の公園として村民にご利用いただければということで開放しておりますので、大きな費用をかけるという計画にはなってございません。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 平成29年からは河川公園として村で管理をして、概算で150万くらいかかっているということですけども、利用実績と費用対効果について村長どのようにお考えか。もしくは、この河川公園になってからの利用実績等を分かる範囲でお答えください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、先ほどの答弁

の訂正をさせて下さい。26年秋までボランティア等でやっておりましたが、27年度より村が予算計上して管理しているということでございます。

それから利用実績につきましては、パークゴルフ場や園内散策等広く不特定多数の村民に開放していることから利用実績等の把握は行っておりません。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 150万かけているということでもどのように使われているかというのは、数の把握はないにしても、ある程度の把握はされていると思うんですけども、費用対効果という面でどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成15年の台風の被害を受けた後、本施設に投入された国庫補助金の返還が求められるところでもございましたけれども、村として、河川公園として利用継続していくことを前提に補助金の返還についてご理解をいただいた経緯がございます。そうしたことからこの河川公園については、公園として利用しますということで、先ほども答弁しましたように、不特定多数の村民に開放をしておりますので、利用実績も把握していないということで、従って費用対効果についても検証はしておりません。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） この河川公園については、実は昔、総合計画、当時は総合開発計画って言いましたけど、策定の時に私も策定委員をやっていたんですけども、部会のほうに当時の村長から河川公園いるかどうか検討してくれと、答申を出してくれということで来まして、その時の部会の中では必要ないんじゃないかということで出したんです。た

だ、行政側で判断をして、それでも必要だということで当時パークゴルフ場を作ったという経緯があって、その後すぐに水を被ってしまったので住民からはあーあというような声も上がっていたんですね。こういう経緯もあって、割とあそこの公園というのはみんな注目をしているんですね。

なので、今、公費で150万投入されているということは、当然、住民側もそれが有効に使われているのか、確かに補助金返還の関係があってということも行政側の理由としてあると思うんですが、住民側は純然たる税金が使われて、そこがきっちり使われているんだろうかということを見ているんだろうというふうに思います。

そんな中で、今、道の駅の利用が増加してきておりまして、河川公園をもっと有効に活用したほうがいいじゃないかなという声が2カ所、3カ所から私のほうにも聞こえてきております。一つは富良野、美瑛の広域観光圏で取り組んでいるサイクルツーリズムの関連で、占冠村は長期のロードで移動するよりはこういう地形、山の中ですから、マウンテンバイクやファットバイク、タイヤが太い自転車、それに乗って山の中もしくは雪山等を楽しむと、そういったサイクルツーリズムが向いているんじゃないかと。そういったコースを設置して道の駅の利用者に使ってもらったらどうだろうというそういった声が上がっています。

もう一つは、近年増加しておりますドッグランです。犬が自由に走れるようなところを設置したら、きっと道の駅を利用の犬を飼っている人たちも有効に使ってくれるんじゃないか。これはアイディアの一例ですけども、ぜひそういったアイディアを柔軟に取り入れて、費用対効果を上げていくということは重

要だと思います。もちろん補助金との関連もあるでしょうが、道も使われていない河川公園ではなくて住民、観光客が有効に使ってくれる案をやっていききたいということについては理解をしてくれると思うんですけども、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村民の皆さんに河川公園をご利用いただくことは、大変ありがたいですし、現に多くの方が散策なり、散歩なり等にご利用いただいているなというふうには思っております。冒頭申し上げましたとおり、国庫補助金を投入した施設であるために利用目的に制限がございます。具体的に申し上げますと、パークゴルフ場の耐用年数は30年と定められておりまして、この期間中に施設の利用目的を大きく変更したり、施設の形状を変更した場合は、補助金の返還が求められることになるということもありまして、ただ今、議員からご提案のマウンテンバイクのコースを作るとか、ドッグランで囲うとか、固定施設、こういったものについてはこういった制限を受けるということもありまして、現状ではなかなか難しいかなというふうには思っております。

今は平成30年で、あと16年くらい先になっちゃいますけれども、そういったことで制約を受けているということです。一方、先ほどから議員のご指摘のとおり、村がお金をかけているんだからもっとというお話も十分理解できますけれども、そういった事情があるということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 制限がある程度あるというのは、もちろん補助金の関係ですからしょうがないとは思いますが、どこまで制限ぎりぎりまで利用を高められるかというの

は、いろいろ検討してみなければわからないと思うんですよ。例えば、ドッグランでもその設備として仮設であれば認められるのかもしれないですし、しっかりと杭をどこまで打つかということによって変わってくるかもしれないですよ。

また、マウンテンバイクも実際マウンテンバイクを使っている人たちと話をしてみると、そんなに土を動かさなくてもひょっとしたら使えるのかもしれない、もしくは冬も雪なんかで使えるのかもしれないですよ。

あとは、現状の散歩というアイテムにしても、例えば散策マップを作るだとか、何か散策の目印になるものをいくつか置いて、それをこう回ってくるようにするだとか、健康寿命を延ばすという意味でも、保健福祉の関係と連動しながら利用促進をしていくというのは大事なことだと思います。

住民はやっぱり見ているんですよ。あんまり歩いてないな、歩いているの見たことないなというような声も聞かれますので、1年に150万をかけていて、その補助金が終わるまでにまだまだ16年あると。これからまだ2400万かかるわけですから、有効に使うことは大事なことだと思うので、その範囲がどこまでなのか、何ができるのかということを検討してもらいたいと最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この河川公園の利用につきましては、基本的に施設の形状を変更したり、固定した施設、建物等を建てない限り利用状況については定められておりませんので、例えば自転車で走っても、施設にコースとして今の走れるところを走るという分には問題ないかと思えますし、本当にドッグランが囲わなくていいのかどうかということも

ちょっと勉強しないとわかりませんが、利用方法についてはさまざまだと思います。いずれにしても、今後の河川公園の活用方法につきましては、また、村民の皆さまの意見も聞きながら、検討はしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので3点ほど質問させていただきます。

まず、質問1でございます。村有住宅・公営住宅の環境整備と今後の対応について伺いたいと思います。昨今、観光客等多くの方が本村を訪れております。人口増加率が全国トップということで昨日の新聞に取り上げられているところでございますが、観光客はきれいなところばかりに目を向けているわけではないと思います。そこで村有住宅と公営住宅周辺の環境整備と今後の対応を伺います。

まず、第一に、営工の旧斎藤木材、ここは村有住宅になっているかと思えます。また、占冠の旧教員住宅は今まで入っていましたので空き家ではなかったんですが、入っていてもすごい住宅だというふうに聞いておりました。この2軒の占冠の教員住宅は入っていたと、入居していたということで環境整備、村でやるということにはならないとは思いましたけれども、今は現在空き家になっております。この空き家になっているところ、募集することもないでしょうし、斎藤木材住宅はここ15、6年入居している経過は見えてないと思いましたが、ましてや長寿化計画の外の建物になっておりますので、環境整備をどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。村有住宅・公営

住宅の環境整備ということで、議員がご指摘の村有住宅2カ所でございますけども、公営につきましては、老朽化によりまして現在は募集を行っておりません。今後におきましても入居募集の停止を継続いたしまして、取り壊しについて計画的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 取り壊し、解体の方向にということですが、15年も野ざらしにさせておいて今から解体かということが疑問視されます。私が議員になった時も住宅の環境整備はお話しましたが、今年は特に、一度も回りの環境整備がされてないので、占冠IC近くの村有住宅はイタドリ等が生い茂っているという状況です。そういう整備も毎年行うようになっているというふうに伺ってございましたけれども、もうすぐ秋で枯れてしまいます。それなのに環境整備がされていないということは、行政の怠慢になっているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 取り壊し住宅の関係でございますけれども、財源を確保しながら計画的に取り壊しをしたいというふうには考えておりますけれども、どうしても先行する課題の中でいっているというのが現状です。ご指摘のように、長年放置をされている状況であるというようなことも一部あるかというふうに思いますけれども、いずれにしましても取り壊しが完了するまでの間は草刈り、屋根の除雪等を実施しながら周辺の環境に配慮していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 環境整備に取り組んでいきたいということじゃなくて、春からそ

ういう計画はなされないといけないんじゃないかなと思うんですね。旧斎藤木材の住宅は、本当に占冠ICから出てきてすぐのところにありますし、4軒くらいが空き家で真っ暗な状態で、草もぼうぼう、そんな状態のところを観光客が通るということは、環境的にも防犯的にもよろしくないと思いますので、そこは早急にしていただきたいと思います。そのへんについてもう一度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 空き家住宅等の関係につきましては、他にもございますので、まず、財源を確保しながら予算計上して対応してまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それは早急に予算計上してお願いしたいと思います。

公営住宅の用途廃止について、長寿命化計画書の中に用途廃止等が載っておりました。対策としては解体が基本なんでしょうけども、そこを再利用する計画はないのかどうか。7月に秩父別に視察に行かせていただきましたけれども、そこは用途廃止をした住宅を利用変更というんでしょうか、そういうことをして、移住・定住住宅専用の住宅に改装して利用されているとお聞きしました。そこに入ってくる人が多くいるということですので、そういう計画はないのかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成29年度に見直しを行っておりました、占冠村公営住宅等長寿命化計画では、昭和56年以前に建設した耐震基準を満たしていないものについては、除却、用途廃止し取り壊す予定でございます。現に、一部で民間の希望などによりまして村有化して賃貸する可能性もございますけれども、村

有化して改修を行って再賃貸ということについては考えておりません。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） では解体一本槍ということの返答でよろしいのでしょうか。

その解体にも先に言いました村有住宅みたいに、公営住宅も10年も10何年も空き家同然のような形で放置されている状況にありますよね。計画的な解体の予算、財源措置もあるんでしょうけども、計画的にきれいな住宅にしていくことは無理でしょうか。そのへんちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長寿命化計画で明らかになっていますとおり、耐震基準を満たさない住宅については、除却をするということになっております。先ほどもお答えしましたけれども、希望によりまして村有化して村有住宅として賃貸する可能性はありますとお答えしたかと思えます。

現に、トマムで一部を直して貸した住宅もありますので、需要にもよりますけれども、可能性はありますけれども、基本的には住宅について大きな改修費をかけて直して再利用するということは考えておりませんので、計画的に取り壊しをしていくということです。今年も予算計上させていただきましたけれども、占冠の4戸については現在取り壊しを発注したという状況になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 村有住宅・公営住宅に関しましては取り壊しという、希望者によってということですので、概ね解体という方向での回答でよろしいんですね。

それにしても10年以上もそのまま放置されるということにもなりかねませんので、環境整備は毎年予算措置していただいて、行って、

あまりにもみすぼらしい環境にはしていただきたくないなと思いますのでそのへんはよろしくお伺いいたします。

それでは質問2のハザードマップの整理と見直しについてお伺いいたします。最近特に、先ほども行政報告にもありましたけれども、台風が続いて地震といろいろ頻繁に日本というか北海道を襲っているところがございますけれども、ラジオ等でお聞きしますとハザードマップをよく熟知して避難先に行ってくださいとよく報道がされております。占冠もハザードマップが各戸に配布されておりますけれども、大事に私もしまっているところで、この度見たところがございますけれども、古いというか10年近くも前に作られたハザードマップになろうかと思えます。それでも新しく村に転入された方には、ハザードマップが配布されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ハザードマップの配布に関してでございますけれども、住民課戸籍担当窓口で占冠村防災ハンドブックというのがありまして、これにハザードマップが載っているんですが、これを配布してハザードマップの内容を周知しているほか、ホームページ等にも掲載しているという現状になってございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） もう一度お聞きします。防災なんていうんでしょう。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村防災ハンドブックというもので、本でございます。ここにハザードマップ、議員のおっしゃられている10年前というのは、恐らく1枚の地図だと思うんですね。この本にはハザードマップを地区ごとにしたものが載ってまして、この

ハザードマップは26年に作って、転入者についてもこれを配布しているという状況です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 転入者には防災ハンドブックということで配布されているということを知りました。それを手にしていない方は住民課の窓口行けばいただけるということでしょうか。

続きまして、ハザードマップ26年に作られているところですが、ここ近年、より一層の災害が増えているというふうに村長も周知していることと思っておりますけれども、このハザードマップの早期見直し、整理される考えはないか伺います。先日、大きな河川に関しては道で調査するというふうにお聞きしましたけれども、村独自としては見直し等をされるかどうか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃるとおり、近年の降雨状況等を考えますと、ハザードマップの見直しについては必要性を感じております。現在、今年度、北海道において道管理河川の浸水想定図の作成が行われておりますので、そのデータの提供を受けまして平成32年度までに新たなハザードマップの整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 国、道の河川の調査状況を見て32年ということですが、村独自で管理している河川についての調査等は行わないのかどうか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 調査につきましては委託業務等によりまして、村として、改めて河川調査を実施する予定はございませんが、過去の経験に基づく家屋、人的な被害が想定される危険箇所については、ハザード

マップの改定までに調査、整理してまいりたいと考えております。村の河川については、すべて道河川の支流でございますので、一定の水量等の調査データについてはそういったところから得られるのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 道の河川支流ということですが、道が調べる32年までは村としてはその調査はしないということですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、申し上げたのは、改めて村が管理している河川の調査は村としては今やる予定はございません。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） どういうふうに質問していいのちょっと悩むんですけど、村では調査はしないという形ですよね。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道が行う河川水量調査は、村が管理する河川の入りこむ水量も全部想定されます。村としては、過去の経験に基づいている家屋だとか人的被害が想定される危険区域については、ハザードマップを改定するまでに調査、整理をしたいということです。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ハザードマップの件に関しては平成32年、2年後くらいまでには調査、整理されるというふうで理解してよろしいでしょうか。では、この2年の間に大きな災害がないことを祈りながら、時にして予想外のところで水が溢れたりしますので、そのへんのことを念頭に置いて行政、各地域の人たちにも指導していただきたいと思っております。

続きまして質問3になりますが、アライグマの対策です。今年は特にアライグマも出没

しております、農家、家庭菜園、大きな被害を受けているところでもあります。空き家対策でお話しましたように、空き家になっているとアライグマの冬ごもりの居住地になってしまいますので、そのへんの対策等をどう行っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） アライグマの対策でございますけれども、アライグマの出没、それから被害については、村としても大変脅威に感じておまして、その対策として野生鳥獣専門員を中心とした村職員による現地確認、箱罠の設置、補殺を実施しております。また、電牧の設置補助、猟友会の協力依頼、村広報での情報提供及び情報収集のほか、アライグマ防除計画を策定しまして、箱罠設置にかかる研修、箱罠の貸付けを行い、捕獲体制の強化に努めてまいります。平成29年度の捕獲実績は4頭でありましたけれども、今年度は現在まで10頭の捕獲がございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） アライグマに関しましては、罠とか電柵といろいろ措置はしていただいているとは思いますが、家庭菜園は数多くありますので全部に対策は難しいのかなと思います。環境的にも衛生的にもあまりよろしくないなと私も感じておりますので、そのへんのことを念頭に置いて、こういう箱罠とかの設備というのはどのぐらいまで皆さんの家庭に貸出し、設置が可能なのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、柵等により侵入を防ぐこと、それから箱罠等により捕獲することにより被害を減少させるということにしておりますけれども、より効果的かつ実効性のある駆除対策についてはまだまだ検討の

余地があるというふうに思っております。

現在、箱罠の貸付けについては随時行っておりますけれども、現在の持ち数が16基でございます。従いまして現在貸出可能なのは8基ということになりますが、これらは取扱い等の問題もありますので、講習の中でお教えする中で設置をしていくということを進めてまいりたいなと思っておりますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） これで質問を終わらせていただきますけれども、アライグマの箱罠、16基の内、あと残り8基あるということですが、この貸出しの方法、家庭菜園をされている方はそれぞれがどのように申し込んだら借りられるのかということはどういう周知されているのか、その1点をお伺いして終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、先ほどご答弁した8カ所の設置ですけれども、8カ所で10基設置しているそうです。それで残りが6基ということです。設置する場合には、まず役場の林業振興室のほうに連絡をいただいて講習を受けてもらうということになります。講習を受けてもらった後、箱罠の貸付けの申込みをしていただいて、その後設置ができるということになりますので、持ってきて貸してくれという状態ではないので、まず講習を受けてもらうということになるかと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで2時まで休憩をいたします。

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会

議を開きます。一般質問を行います。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと声が出ないので分かり辛いのを我慢して聞いて、親切に答弁してください。医療関係について2点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目といたしまして、協会病院の赤字に関する問題で、8月8日の道新の報道では、本年度の事業予算が3年ぶりに赤字となる見込みが明らかにされております。3日の富良野地方5市町村の市町村長が出席している富良野地域センター病院運営委員会が開催され、対応について論議されているようですが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。富良野地域センター病院運営委員会におきまして協会病院の赤字について説明がございました。医師不足により出張医が多くなり、医師の派遣に要する経費が増加すると共に診療科目数の減少等により受診者が減少し、医療収益が大幅に減少したことが赤字化の大きな原因と考えられます。当日、提出されました予算書につきましては、北海道事業協会に提出された資料が提出されたものと伺っておりますが、今後においても経営努力を継続いただき、歳入歳出が一致する経営を目指すべきであると考えております。本委員会でも経営改善と医師確保に取り組んでいくとの方向性が確認されたところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 運営委員会は非常に大切な委員会だと思います。それで恐らくこの新聞にも載ってあるように医師不足、それからそれに関わる患者不足などで病院経営が赤字になると、今後どのようにしたら

この赤字が解消されるか、そのへんの論議はどのようなことになったかお知らせ願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 富良野協会病院の診療科目については合計で15科目でございます。常勤医師の数は19人でありまして、医師の不足分を補うために旭川医科大学から非常勤医師15人の派遣を受けている状況であると伺っております。当面、内科医師を優先して確保するというのが急務と伺っておりますが、医師の4割以上が非常勤であるということ自体が大きな問題でありまして、一人でも二人でも常勤を確保し、非常勤を常勤に変えていくことが赤字解消の方策ではないかと考えております。

中身で提案された赤字で昨年度の決算状況も伺いをしております。その中では、病院経営としての内部の努力と、それから医師、看護師等の人件費のカット、これらも含めて一応、昨年度の決算は黒字化を図ってきたと。今回提案された予算書については、道事業協会内部で議論された予算書でありまして、会議では今のままではこれだけ赤字になるんですよということだけを示されて、本来の病院経営である、こうすることによって赤字額を減らすとか、赤字にしない方策の提案がなされていないではないかといった意見が、私も出しましたけれどもそういった議論をさせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 病院ですので医者がいなければ成り立たないのが当たり前です。そこで記事の中で自治体や富良野医師会などと連携して医師の確保に取り組む、という話が載っております。隣の町でも医師が不足して募集しているというふうにお伺いしていたところでございます。本村でも先日まで大変

苦労しましたので、このような状況の中で医師を確保するという事はあまり現実的ではないと思います。そのへんの村長の考え方をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 医師の不足問題につきましては、地方を取り巻く共通の課題であります。一朝一夕に解決するものではございませんが、関係機関等と協議を進めると共に、要望活動も含め積極的に取り組むということで、一人でも多くの医師が確保できるよう微力ながら努力をしまっているということしかないのかなと考えております。これまでの実績の中で、首長、それから議長、合同で関係機関の要望活動等含めてやってきた経過もありますし、今後においてもそういった具体的な動きをする中で、確保に向けて努力をしていくということしかないのかなと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 病院が赤字になると必ず医師が足りないというような問題が一番先に出てきます。果たして医者だけの問題でその病院が赤字になるか、そのへんを十分判断しなきゃならないと思います。この重要なことだって医師任せ、しかしそれに付随する看護師ほか大勢のスタッフ、これが一丸となって病院経営をしなければ絶対に病院の赤字は直らないということが鉄則でございます。このへんのことについて、センター病院の運営委員会で細かく出なかったものなのか、そのへんをお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 運営委員会におきましては、決算状況、予算等の今後の方向性ということで議論がされたわけですが、今、議員が言われるように、要因としてはた

くさんあるのかなとは思いますが。議論としては、医師をいかに確保して診療科目を増やし、患者を多く受け入れるという体制を早く整えることが最優先だろうということと、看護師含めた職員の人件費カットだけでは、毎年毎年ではやはりモチベーション的に持たないんじゃないのというような意見もありまして、これらも合わせて検討する必要があるだろうということで、経営総体の中身の話までは今回はいたしませんでしたが、基本的な事項についてそれぞれ意見を述べたということで終わっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村長の考え方をお伺いしたいんですけども、医師が不足する、患者はいなくなる。なんで医師が不足するんだと、そのために患者もいなくなると。良い診療ができないから患者はやっぱ他の病院に行くという現象は当然起こりうると思うんです。医者の方的な問題、それからその病院のサービスの問題、これらについて、協会病院は私たちのセンター病院ですので、そのへんの一連の体系がどのようなことになっているか、そのへんを村長はどのように考えておられるか、一言伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この圏域の医療に関しまして、現状において、二次医療圏の中核病院、センター病院として協会病院以外にないというふうに思っております。そういった救急医療を含めて、やはり道事業協会として、きちんと病院経営ができる体制を内部で議論され、病院経営として成り立つような方向性をぜひ出していただきたいというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと話を変え

まして、記事の最後に富良野市長、北市長の談話に「今後、自治体による支援が必要になるかもしれない」とあります。この支援という言葉はこれどのような支援なのか、そのへんの村長の考え方は。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この記事の北市長の談話につきましては、その真意は図りかねますけれども、村として協会病院の基本的経営に関する助成を行うことは私としては考えておりません。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 具体的に支援ということは分からないということなんですね。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この新聞に書かれている、北市長が言われております自治体による支援が必要になるかもしれないと話した、という部分については、市長の真意は私としては分かりません。ただ、村としては二次救急医療、周産期の医療について、この圏域として必要と考えておりますので、占冠村にとっても救急周産期については、必要な病院であると思っておりますけれども、基本的に村が病院の経営を助けるための支援については、占冠村としては考えていないと。

救急医療対策につきましては、それぞれ予算計上しているとおり、広域救急医療対策事業の負担金、それから初期救急医療確保対策事業の村の負担金、それから小児救急医療支援事業の村の負担金ということで、この3本については、既に予算措置をしておりますので、これは救急医療に関わる費用ということで占冠村の負担だというふうに捉えております。これ以外のものについては、現在のところ考えていないというところです。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 医療体系問題はなかなか難しいんですけども、現状におかれる占冠の人たちの、私たちも同じですけども、自分のかかりつけの病院が最近札幌、旭川、帯広、千歳など多彩になっております。救急医療についてもドクターヘリの活用により変化が表れております。村は石勝線の開通、道東道の開通により、道路交通網が整備されたことによって受診体系も変わっていると思います。

このような中で、富良野協会病院の関係も変えなければならない時期にあると考えられます。特に、この支援という意味が多大な財政負担を示唆するものであれば、なおさらセンター病院との関係も本当に考え方を変えなければならないのではないかと。そんな時期にきているかもしれないです。このへんについて村長はどのように考えておられるか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状におきましては、広域圏の中で二次救急医療、周産期の指定病院ということで北海道の医療圏域の中で指定をされているわけですから、ここに住民として、センター病院としての機能を維持していただくというのが占冠村の立場かなというふうに思いますし、議員がご心配の負担に関わって、センター病院としての機能を維持するための負担であれば検討はできますけれども、経営に関わって、村がその助成をすとか、負担をするということは、私はあり得ないと思っています。そうなった時には考えればいいのかというふうに思っています。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 圏域の中を実際に見ても、上富良野、中富良野はそれぞれ病院を持っております。私たちにしてみれば、この協会病院、センター病院は絶対になくすわ

けにいかないと思うんですね。なんらかの方法で大勢の患者を呼び込み、ここでかなり高度な医療をすると、そうでなければ上富良野も中富良野もそれぞれの町村が病院持っていて、南のほうは帯広が近くなっているし、上富良野のほうは旭川が近くなっているしと。そうした中でもやもやしていたらその患者は他の病院に流れていってしまう可能性は十分あるんです。そういうようなことを考えると、やはりセンター病院の位置付けというものが大きな存在ですので、このへんについては村も本腰を入れて考えておかなければならないのではないかと思います。村長、もう一度答弁お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この富良野協会病院につきましては、富良野圏域の二次救急医療、周産期の指定病院でございますので、これがなくなるということは占冠にとっても非常に大きい問題であると。三次医療の中核病院については、旭川市ということになっておりますけれども、現実、占冠村は救急含めて帯広も利用しているんですが、基本的には地域センター病院の機能を維持してもらおうというのが当面の目標だというふうには思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次にトマムの医療体制についてお伺いしたいと思います。まず、一つ目として、トマムリゾート企業医を設置してほしい。トマム診療所の診療拡充を進めてほしい。トマム住民との議員懇談会の中で発言、要望が出ております。今後、トマムの医療体制をどのように進めていくか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマムリゾートの企

業医、それからトマム診療所の拡充の問題でありますけれども、リゾート独自の企業医の設置につきましては、四半期に一度の目安で行われておりますトマムリゾートとの定期協議において毎回議論してきております。今後も、企業医の設置に関して粘り強く要望を継続してまいりたいと考えております。トマムリゾートについては、救急医療を含めて、最低でも土日、看護師なり医師を確保できないかということのところから議論を始めて、最終的に企業医を設置できればというようなご提案をしながら協議をさせていただいてるところです。

また、トマム診療所の診療拡充につきましては、年間患者数が平成29年実績で836人、診療1日当たりの平均受診者数が7.5人ということで推移している現状であります。現状においては、週2日の診療でご理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） (1)と(2)とだいたい同じような質問なんですけど、整理しておりますので次に2番目を質問いたしたいと思っております。一大リゾート地のトマムは、一時的に観光客等で村の人口の数倍になります。当然、医療トラブルの頻度も多くなることが想定され、それも土曜日の医療空白に集中すると思われまます。

安全、安心にトマムリゾートを利用するために、診療体制を企業と村が協力して整備することが急がれると考えます。特に、村はトマム診療所という施設を所有しておりますので、全体的な役割を果たさなければならないと思います。単なる企業医の設置ではトマム住民の受診の利便性には結びつかないと思います。根本的な解決には、企業と協力して、トマム診療所に医師を配置することであると

考えます。村長の考え方を今一度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃるとおり、企業と協力してトママ診療所に常駐の医師を配置し、トママ診療所の運営を行えるのであれば、理想的であるというふうには考えますけれども、企業医と地域医療を担う診療医の特性は大きく異なるということもありまして、現実的にはさまざまなハードルがあるというふうに感じております。選択肢の一つとして考えながら、今後、リゾートの定期協議等で協議してまいりたいというふうには考えてはおります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私は企業医だけではだめで、企業と協力してトママ診療所に医師を配置することが必要だと。金がかかることだとは思いますが、企業にも金を出してもらいたいと思う。そううまくいくかは分かりませんが、やっぱりこれだけ大きなリゾート地ですから安全、安心のトママリゾートというレッテルを張らなきゃならないと。それには医者がいるから絶対来いよというようにやると。そうしてトママ診療所に医師を配置して、金は企業からも出してもらおうと、こういうような感じで置いたらいかかがと。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現段階で、議員のおっしゃるとおり、村で用意してお金を出さんかという話は一切しておりません。そういった選択肢もあるかとは思いますが、現状でそういったことを仮に提案してもなかなか越えるハードルは高いのかなという印象を持っておりまして、そういった議論もリゾートとはしてもいいのかなというふうになんか思っているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（相川繁治君） 日程第4、報告第1号、平成29年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から日程第5、報告第2号、平成29年度占冠村資本不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、平成29年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成29年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告をいたします。

表左から実質赤字比率ですが、定められた数式により算出した数値は、マイナス2.51%となり、赤字額がないことにより標記のとおりでございます。

次に連結実質赤字比率についても、マイナス3.41%となっており、赤字額がないことにより標記のとおりになります。

次に実質公債費率ですが、平成29年度では7.85%ですが、過去3年間の平均値をもって表記することから、平成27年度から3

か年の平均値で6.9%となります。

次に将来負担比率についてですが、標準財政規模額の減少などによりまして9.5となっております。また、下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお、監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。報告第2号、平成29年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計におきましては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなっております。監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただいておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第6 議案第1号から日程第7 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、財産の取得についての件から日程第7、議案第2号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、2

件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書5ページをお願いいたします。議案第1号、財産の取得について。次のとおり財産の取得をしますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

今回、取得する財産につきましては、戸籍システムの一式でございます。取得の方法ですが、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業によります。取得価格ですが、834万4080円です。取得先ですが、札幌市中央区北4条西6丁目北海道市町村備荒資金組合、組合長、菊谷秀吉です。以上、ご審議賜りたく、よろしくどうぞお願いたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案第2号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。内容につきましては、別冊でお配りしております要旨に従いまして説明をさせていただきます。

要旨の2ページから4ページになります。本条例は、地方税法等の一部改正に伴いまして、占冠村税条例についても所要の改正が必要であることから改正を行うものでございます。

第1条から第5条につきましては、税条例の一部改正で、要旨①村民税につきまして、個人の村民税の非課税の範囲についての改正で、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の非課税基準額を135万円に引き上げるものでございます。

次に、所得控除及び調整控除に係る規定の

改正でございますが、基礎控除及び調整控除の適用に所得控除を設け、段階的に漸減喪失する仕組みが創設されたことによる所要の改正となりまして、所得の多寡に関わらず適用されていた基礎控除について、所得2400万円から段階的に縮小し、2500万円を超えた納税義務者には適用されないことから、所得割の納税義務者を前年所得が2500万円以下であるものに改めるものでございます。

村民税の法人につきましては、基本資本金1億円を超える大法人の法人税等の申告について、電子申請が義務化されたことに伴いまして地方税においても電子申請を義務化するものでございます。

③固定資産税につきましては、この度、成立しました「生産性向上性特別措置法」によりまして村が主体的に作成した計画に基づき行われました中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を村による特例として3年間の時限的な特別措置ということでゼロにするものでございます。

④村たばこ税の改正については、たばこ税の課税標準に係る規定の改正で、近年増加しております加熱式たばこの区分を創設し、加熱式たばこに係る紙巻たばこへの本数換算方法について重量と価格を紙巻たばこに本数に換算する方法とするものでございます。表にございますとおり、新方式については本年10月1日から平成34年10月1日までに段階に移行するものでございます。

4ページの⑤につきましては、紙巻たばこの税率の改正となります。本年10月1日から平成33年10月1日まで3段階で引き上げることとしてございます。

(2)第6条関係でございますが、占冠村税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。平成27年度に改正をしました旧3級

品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成31年9月30日まで適用を延長するものでございます。施行期日につきましては、村民税、村たばこ税の各規定の適用が段階的に施行されることから表にございますとおり、順次施行をすることとなっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第8 議案第3号から日程第13 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第3号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件から日程第13、議案第8号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第3号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書17ページをお願いいたします。議案第3号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。平成30年度占冠村一般会計補正予算、第2号は、歳入歳出それぞれ1130万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億5770万円とするものでございます。以下、事項別明細書において歳入からご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。13款、1項、使用料、7目、土木使用料におきまして、住宅使用料は村営住宅使用料110万円の増額でございます。

14款、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金において総務管理費国庫補助金は社会保障・税番号システム整備費補助金243万5千円の増額。

17款、1項、寄附金、1目、教育費寄附金

において奨学資金寄附金は20万円、5目、民生費寄附金は福祉事業寄附金30万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金、14目、国際交流基金繰入金は40万円の増額。

19款、1項、繰越金、1目、繰越金において前年度繰越金は585万9千円の増額。

20款、5項、雑入、1目、雑入におきまして養護老人ホーム被措置者徴収金85万6千円。ふるさとプロデューサー育成研修旅費助成金15万円の増額でございます。

22ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費は職員健診受診料負担金9万7千円の増額。4目、財産管理費は占冠地域交流館AEDリース料3万5千円の増額。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料80万円、11目、諸費は特殊無線技士養成課程受講負担金2万6千円の増額でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費は、社会保障・税番号制度システム整備委託料243万6千円の増額でございます。

23ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は占冠村民生委員推薦会委員報酬8千円、平成29年度障害者医療費国庫負担金返還金5万円、福祉基金積立金30万円、国保会計繰出金40万円の増額。2目、老人福祉費は老人保護措置費78万2千円の増額でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は障害児通園等交通費補助金9万9千円、障害児通所給付費53万2千円の増額。2目、保育所費は占冠村保育所新設工事基本・実施設計委託料16万2千円の減額。占冠村保育所新設工事地質調査委託料64万8千

円の増額。一般備品購入費4万2千円の増額でございます。

24ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は消耗品費29万8千円、乳幼児歯科検診委託料9万1千円の増額。リース車両借上料50万円の減額。訪問看護ステーション利用者交通費助成5万7千円、水道会計繰出金90万円の増額。2目、予備費は消耗品費34万円の減額、インフルエンザ予防接種委託料45万4千円の増額でございます。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は修繕料27万円、電池・蛍光管処分委託料17万1千円の増額。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は普通旅費87万9千円の増額、サトウカエデ植栽委託業務27万円の減額、村の木活用事業委託料31万6千円の増額、地域おこし協力隊研修等負担金87万8千円の減額、上川森林認証協議会負担金9万5千円の増額でございます。

25ページになります。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は臨時雇上賃金40万円の増額。2目、観光費は修繕料44万3千円の増額でございます。

8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は修繕料220万円の増額。

10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は臨時雇上賃金27万円、占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金45万4千円の増額。4目、育英事業費は公用車リース料120万円の減額、奨学資金償還金積立金20万円の増額でございます。

10款、2項、1目、学校管理費は臨時雇上賃金18万4千円の増額。

26ページになります。10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は臨時雇上賃金

15万4千円の増額。2目、教育振興費は修繕料82万3千円の増額。

10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は修繕料20万6千円の増額、野外体育施設草刈り・環境整備委託料47万円の減額でございます。

戻りまして18ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第4号並びに議案第8号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書27ページをお願いいたします。議案第4号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号は、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7280万円にしようとするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明申し上げます。30ページをお願いいたします。歳入です。4款、1項、道補助金におきまして1目、保険給付費等交付金、特別交付金分で16万5千円の増額です。

5款、1項、繰入金で1目、一般会計繰入金で職員給与費等繰入金40万円の増額です。

6款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で263万5千円の増額です。

31ページからが歳出となります。1款、1項、総務管理費では1目、一般管理費におきまして一般職40万円の増額です。

5款、2項、保健事業費、1目、保険事業費ではインフルエンザ予防接種委託料で16万

5千円の増額です。

7款、1項、償還金及び還付加算金、4目、療養給付費等負担金償還金では平成29年度療養給付費等負担金償還金が医療費実績によりまして246万2千円の増額です。5目、療養給付費等交付金償還金、これにつきましても平成29年度療養給付費等交付金償還金の医療費実績によりまして2万1千円の増額です。

6目、特定健康診査等負担金償還金、平成29年度特定健康診査等負担金償還金（国・道）の実績によりまして11万3千円の増額です。

7目、その他償還金では国・道負担金精算金としまして3万9千円の増額です。

続きまして49ページをお願いいたします。議案第8号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の提案理由のご説明をいたします。平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号は、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2100万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

52ページをお願いいたします。歳入で4款、1項、繰越金、1目、繰越金では、前年度繰越金で30万円の増額。

歳出で、2款、1項、医業費で1目、医業費、診療用備品購入費としまして30万円の増額です。以上、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号並びに議案第6号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書33ページをお願いいたします。議案第5号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億740万円とするものでございます。

議案書36ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。

3款、1項、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金90万円の増額。2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金50万円の増額でございます。

4款、1項、1目、繰越金、1節、繰越金、前年度繰越金で190万円の増額でございます。

議案書37ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費、2節、給料、130万円の増額。3節、退職手当等、64万2千円の増額。4節、共済費は共済組合、福祉協会、退職手当組合分を合わせまして85万8千円の増額でございます。

2款、1項、1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料は10万5千円の減額。18節、備品購入費は発電機バッテリー購入で60万5千円の増額でございます。

議案書34ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

続きまして39ページをお願いいたします。議案第6号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の金額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1020万円とするものでございます。

議案書42ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入からご説明いたします。5款、1項、1目、下水道事業、1節、繰越金で前年度繰越金37万円の増額。2目、浄化

槽事業、1節、繰越金は前年度繰越金13万円の増額でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。2款、1項、1目、下水道費、11節、需用費、修繕料37万円の増額でございます。2目、浄化槽費、11節、需用費、修繕料は13万円の増額でございます。

議案書40ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第7号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書43ページをお願いいたします。議案第7号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号は、歳入歳出予算の金額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億940万円とするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。46ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金において180万円の増額。

8款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で160万円の増額でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費、需用費、印刷製本費において4千円の増額。

1款、2項、徴収費において1目、賦課徴収費、需用費の印刷製本費において3万2千円の増額。

3款、1項、地域支援事業費、2目、一般

介護予防事業費、11節、需用費、消耗品費において7万1千円の増額。修繕料において1万6千円の減額。12節、役務費において手数料1万6千円の増額でございます。

4款、1項、償還金及び利子及び還付加算金、2目、償還金において329万3千円の増額です。

44ページにお戻り願います。補正後の第1表歳入歳出予算については記載のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いたいいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 10月 3日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

平成30年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月11日（火曜日）

○議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		財産の取得について
日程第 2	議案第 2号		占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号		平成30年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第 4号		平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第 5号		平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第 6号		平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第 7号		平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第 8号		平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	認定第 1号		平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	同意案第1号		固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 11	同意案第2号		占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 12	意見書案第7号		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 13	意見書案第8号		教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書
日程第 14	意見書案第9号		教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第 15			議員派遣の件
日程第 16			閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（7人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	5番	山本敬介君		6番	五十嵐正雄君
	7番	佐野一紀君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	藤田尚樹
農林課長	平岡卓	林業振興室長	今野良彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当係長	橘佳則
農業担当係長	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	後藤義和
戸籍担当係長	竹内清孝	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当係長	野原大樹	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	石坂勝美		

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	合田幸
学校教育兼総務担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一

（農業委員会）

事務局長 平岡卓

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	山本敬介
事務局長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事務局長 岡崎至可 主事 久保璃華

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 質問させていただきます。このシステムなんですが、取得の方法が北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業、取得先が同じく北海道市町村備荒資金組合、これはどうして一緒なのかということと、配置部署が住民課とトママ支所になっておりますが、取得価格、両方に同じものが入ってこの金額になるのか、教えてください。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 今回の財産取得についての防災資機材の譲渡事業による戸籍システム一式の財産ですが、取得先は市町村備荒資金組合となっておりますが、先般、6月の定例会で戸籍のシステムの更新業務ということで5年間の債務負担行為補正を議決いただいております。このことから今回の備荒資金組合と、札幌の別会社になりますが、株式会社HBAという会社との売買契約を別途

に結んでおりまして、同価格で備荒資金組合とHBAという会社が契約を締結して、その内容につきまして先に請けた債務負担行為で村としてはこの戸籍システムの一式の内容について償還をしていくという内容になっております。

戸籍のシステムの配置ですが、機器として、パソコン本体、プリンター、サーバー機器ということで、内容について細かく言えばかなりあるんですが、配置については、住民課の戸籍窓口とトママ支所ということで正副の機器を一台ずつということでありまして。そういった内容で今回、戸籍システムの一式を、住民の利便性に伴い更新するという内容です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 同じものが配置部署に届くのかという質問だったんですが、正副ということは、補助的なものがトママ支所に入るということですか。金額が834万4080円なので400万円ずつぐらいの機器がトママと住民課に入るのかということでお聞きしたんですが、正副ということは補助的なものというふうに分かるんですが、どうでしょうか。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 正副と申し上げましたのは、トママ支所の配置については、パソコン本体と液晶とプリンターという配備でして、サーバーを伴うものについては本所ということですので。トママ支所にはないものはサーバー機ですとか、スキャナーが本所だけの配備になりますので、配備の相違はございません。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 取得先の確認はしましたけれども、北海道市町村備荒資金組合ではないということですか。先ほどHBAと

いう会社の話も出ましたけれども、結局はこの取得先からしか取得の方法がないということですか。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） このシステムに限らず、備荒資金組合という組織については、自治体の財産を、この組合を通して整備をして、その経費については5年間なり、償還期間で返済をしていくということでも有利な整備の仕方償還する形ですので、備荒資金組合と民間の専門会社になりますが、契約をして整備をした経費を償還していくということで中間的な機関、自治体の整備によって元手となる組織となります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の取得についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2

号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 22ページの2款、1項、10目の11節、修繕料80万円で、これは旅客自動車ということなので村営バスだろうというふうに思いますけれども、修繕の中身について伺います。

次に、24ページ、6款、2項の1目、林業振興費の中の13節、委託料の関係です。村の

木活用事業委託料として31万6千円増、それからサトウカエデ植栽委託業務が27万円減という形になっています。中身について、村の木活用事業ということでいろいろなものが出てくるわけですが、これらの中身について。それからサトウカエデについては植えていくということだったんですけれども、減額になっています。このへんについて説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。22ページ、2款、1項、10目、11節、需用費、修繕料の内容でございますけれども、村営バスの中でもトマム線で使用しております535車、こちらのパワーステアリングとクラッチの修繕で80万円を計上しているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。24ページ、6款、2項、林業費、委託料の村の木活用事業委託料ですけれども、メープルシロップの新たな販売促進ということとで新商品も開発しまして売り先等、積極的に売っていこうということで増額されたものです。

その下のサトウカエデ植栽委託業務ですけれども、27万円減額になっておりますが、新聞でも報道されておりますように、クロビイタヤというのがうまい具合に発芽しまして、順調に伸びております。村のまさに地場の木ということでそれを2、3年かけて育て、山に植えていこうというふうに考えております。サトウカエデを植えるにはカナダ産の種から出たものが現在は手に入るということで、そ

れよりは村の土地で育った種を大きく育てて植えるということで減額したということでございます。これにつきましては、将来的には東大の演習林からいただいたサトウカエデ、これも考え方によっては地元の木と言えると思うんですが、これについても10本ほどありまして、これについても大きく育てて種が採れて、植えていけばいいかと将来的には考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） サトウカエデの種子の確保の関係で、今、室長から言われているように郷土性の高い種子を手に入れて、出来るだけ地元に近い形での植栽をしていくという考え方でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 現在のところはそういう考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かお伺いしたいと思います。総務産業常任委員会でもお聞きしたこととかぶりますけれども、住民の皆さんに分かりやすいようにお伺いしていきたいと思っております。

まず、21ページ、20款、5項、雑入の中のふるさとプロデューサー育成研修旅費助成15万円の詳細についてお知らせください。

22ページ、2款、1項、4目、財産管理費の中の14節、使用料及び賃借料、AEDリース料、AEDについてはこれまで購入してきたと思っておりますが、リース料ということで、この詳細をお知らせください。

続きまして23ページ、3款、2項、2目、

保育所費の中の18節、備品購入費、一般備品購入費4万2千円の内容についてお知らせください。

続きまして24ページ、4款、1項、2目、予防費の中の13節、委託料、インフルエンザ予防接種委託料45万4千円の増。インフルエンザについては注意喚起が出ておりますけれども、この委託料の増は何名分にあたるのか等も含めてお知らせください。

同じページ、4款、2項、2目、じん芥処理費の中の11節、需用費、修繕料27万円増の内容についてお知らせください。

同じページ、6款、2項、1目、林業振興費の中の19節、負担金、補助及び交付金の中の地域おこし協力隊研修等負担金87万8千円の減について詳細をお知らせください。

続きまして25ページ、7款、商工費、1項、商工費の中の2目、観光費、11節、修繕料44万3千円の内容をお知らせください。

その下、8款、3項、1目、住宅管理費、11節、需用費の中の修繕料220万円増についてお知らせください。

26ページの10款、教育費、3項、中学校費の中の2目、教育振興費、11節、需用費、修繕料で82万3千円、その下の10款、5項、1目、保健体育総務費、11節、需用費の修繕料20万6千円についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書25ページ、7款、1項、2目、11節、需用費の修繕料44万3千円の内容でございますけれども、こちらは湯の沢温泉の源泉をくみ上げるためのポンプの修繕、取り換えに関するものでございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史

君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。22ページになります。2款、1項、4目、財産管理費のAEDリース料の関係になります。こちらにつきましては、占冠地域交流館のAEDになりますが、バッテリーの不具合によりましてバッテリー交換をしようとしたんですが、機器の更新期限というものがございまして、それで購入、リース等で見直しをかけたところ、リースですとバッテリーの交換等も含めた形でリースできるということになっておりますので、購入よりも有利かということで今回リース料として計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、21ページ、20款、5項、雑入のふるさとプロデューサー育成研修旅費助成ですけれども、これにつきましては、経済産業省の外局であります中小企業庁が行っております地域の産品をブランド化し、それを進めていく中核的な人材の育成事業がございまして、それにうちの林業振興室に在籍しております地域おこし協力隊員がぜひメープルシロップを進めているのでこういう研修を受けたいということで申し込みをしましたところ、全国で10名という募集の中で取組みが認められまして、この事業の研修を受けることになりました。この事業で旅費の助成として15万円をいただけることから15万円を計上してございます。

次に、24ページ、6款、2項、1目、林業振興費の地域おこし協力隊研修等負担金の減額でございますが、地域おこしに100万円の起業資金ということで承認いただいておりますが、先ほど申しましたふるさとプロデュ

一サーの旅費として振り替えるということで減額させていただいたものです。これにつきましても、旅費に替えることで特別交付税の対象となるということで資金的には裏付けがあるということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） お答えいたします。23ページ、3款、2項、2目、保育所費の18節、備品購入費の一般備品購入費4万2千円の増であります。占冠保育所で利用しております掃除機が故障しまして、修繕がきかないということから新たに購入するものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 24ページ、4款、1項、2目、予防費の13節、委託料でインフルエンザ予防接種委託料です。45万4千円の増額内容ですが、当初予算で150人分を見ておりましたが、昨年の実績人数からいうと不足分が生じているということで約200人分の経費となります。今回、一般会計からの分と国保会計、国保の加入者の分も合わせて人数調整をして再考させていただいております。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。24ページ、4款、2項、2目、じん荼処理費、11節、需用費、修繕料の内容です。こちらにつきましては現在、勤労福祉会館の横に車庫が2つあるわけですが、こちらの車庫を移設する予定であります。車庫には電池ですとか使用済みの蛍光灯、家電リサイクルを保管しているわけですが、この車庫を移設する予定での経費27万円を計上しているところでございます。

続きまして25ページ、8款、3項、1目、住宅管理費、11節、需用費、修繕料でございます。こちらにつきましては第2美園団地、1棟2戸が8棟あるわけですがけれども、このうちの1棟につきまして玄関前の外部の柱の腐食が激しいということで、今回、予算を計上しているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 山本議員からのご質問にお答えいたします。26ページ、10款、3項、2目、修繕料82万3千円あります。こちらにつきましては、平成17年に導入しております135車、バスの修繕に係るものです。内容としましてはマフラー取り換え及び足回りの修繕が必要となりまして計上させていただいたものであります。

同じく26ページ、10款、5項、1目の修繕料20万6千円についてですが、スキー場の第2リフトの非常用停止装置の配線の修繕が必要となり計上したものであります。29年のシーズン中に故障がみられましたが、どうにかシーズン中は運営できまして、時期的に新年度予算計上に間に合わなかったものですから今回計上するものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 24ページの勤労福祉会館の車庫の移設先はどこかお伺いしたいと思います。

同じページの林業振興費の中の地域おこし協力隊研修等負担金、最終年度認められている100万円の起業資金を旅費にということですがけれども、これは昨日の議論にも繋がるんですが、起業資金をここで旅費に使ってしまったら、協力隊員としていいのかわかるか。そのへんの兼ね合いをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘

君。

○建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。勤労福祉会館横の車庫の移設先でありますけれども、役場の庁舎裏に自動車の車庫が並んでおりますけれども、空きスペースがありますのでそちらに移設する予定でございます。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 山本議員のご質問にお答えいたします。起業のための100万円を旅費に取り替えるということが良いのかということでございますが、本人とも話をしまして、来年以降は村に暮らすことを第一に、メープルシロップだけでは食べていけないということでのいろいろな取り組みをしていながら、ふるさとプロデューサーということで人脈作りも進めながら、なんとかご飯を食べられるような形で取り組みたいということで、話をしながら進めております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 21ページ、20款、5項、雑入、1目、雑入の養護老人ホーム被措置者徴収金85万6千円増の理由と、人数をお知らせください。

それに関連するのかなと思いますけれども、23ページ、3款、1項、2目、老人福祉費の20節、扶助費の老人保護措置費72万8千円増の理由もお願いします。

同じ23ページ、3款、2項、2目、保育所費の13節、委託料で占冠村保育所新設工事基本・実施設計委託料が16万2千円減になっておりますけれども、まだこれは設計段階であるし、ワークショップもまだ開催されている

途中だと思うんですが、なぜ減額になったのか、理由の説明をお願いいたします。

先ほど山本議員が触れていました24ページの4款、2項、清掃費、2目、じん芥処理費の13節、委託料、電池・蛍光管処分委託料、17万1千円の増の説明もお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。21ページ、20款、5項、1目、雑入の養護老人ホーム被措置者徴収金85万6千円の内容でございます。7月末に1名の方が養護老人ホームに入所したためご本人負担分として計上しております。

続きまして23ページ、3款、1項、2目、扶助費、老人保護措置費78万2千円の増でございます。先ほどと関連しまして養護老人ホームへ入所したことに伴いましての村負担分でございます。当初予算におきまして40万円計上しておりまして、その不足分として今回あげさせていただいております。

続きまして3款、2項、2目、保育所費、13節、委託料の占冠村保育所新設工事基本・実施設計委託料の16万2千円の減額であります。こちらにつきましては、設計委託の契約が済みしましたので執行残ということであげさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。24ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費、13節、委託料17万1千円でございます。こちらにつきましては、山本議員からもご質問がありました車庫の移設の話で、既に車庫の中に処分しなければいけない電池と蛍光管がありますので、車庫の

移設に伴いましてこちらも処分しなければいけないということで今回、予算を計上しているところがございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 再質問ですが、保育所の設計委託料ですけれども、これはまだ途中なのになぜ執行残という形になるんですか。まだ設計確定されてはいないと思うんですけれども。設計事務所の提出された金額が決定という形になるということですか。まだワークショップの最中だと思っていたんですが、執行残というのが納得いかないです。

それとじん荼処理費の電池・蛍光管処分ですけれども、随時処分はされていないということで、常にあそこに溜めてあったということですか。年ごとに処理はされていないということなのか、確認をお願いします。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、毎年処分していたんですけれども、予算の範囲内ということで、その年に収集したものが全部処理しきれなかったというのが現状でございます。今現在、電池と蛍光管を合わせまして、おおよそ1300kgほどの電池と蛍光管があります。先ほども申し上げましたけれども、車庫を移設しなければならないということで、こちらの処分を実施することで計上させていただいているということでございます。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 23ページ、3款、2項、2目、保育所費の委託料でございます。議員のおっしゃるとおり、ワークショップ等を現在進めているところであ

りますけれども、契約のほうがもう済んでおりますので、その執行残ということであげさせていただいております。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） ワークショップによっていろいろな意見が出て、また変更になるという可能性はありますよね。その変更になった分については、また今度の定例会で予算措置される形になるのでしょうか。執行残を返還してまた予算を組み直すという形になるのか、そのへんを伺います。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議員のご質問にお答えいたします。ワークショップ等で変更とかがあると思いますけれども、それもくんでの契約でございますので、今のところ変更は考えておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは何点か質問させていただきます。皆さん早口で答えるものだから耳の関係で、ゆっくり教えてください。よろしくお願いします。

何点か疑問に思う点があります。まず、歳入の21ページ、13款、1項、使用料、7目、土木使用料の村営住宅使用料110万円が増になっております。これはどこの村営住宅で大きくなったか。

次に17款、寄附金、教育費寄附金と民生費寄附金がありますが、これは個人か法人か。何人の方からいただいているのか、これについて伺います。

次に22ページ、2款、1項、11目、諸費、特殊無線技士養成課程受講負担金2万6千円の増とあります。受講負担金ですからどなた

かが受講されると思うんですけど、通常、役場の職務上必要なこういった資格がいろいろあると思うんですが、実際に役場が業務上必要としている資格はどの程度あるのか。それについて資格を取らせて100%仕事に支障がないようにしているか。これについてお伺いいたします。

次に、3款、1項、1目、社会総務費の中の25節、積立金、福祉基金積立金が30万円増えております。現在までの福祉基金積立金の実績についてお伺いいたします。

同じ23ページ、保育所について、ただ今いろいろ論議されていましたが、保育所の委託料の数字のやりくりは良いんですけども、アンケートの結果、今の勤労福祉会館の跡に建てるということに決定されているようですが、8月24日の総務産業常任委員会では、いろいろあったけれども私はここに建てるんだという明快な宣言がない。それを期待していたんですけども、7月31日には行政区長にアンケートを取りまとめましたので報告いたします。この結果、新しい保育所の建設場所を勤労福祉会館用地と決定しましたと、行政区長あての文書で決定を宣言しているんです。せっかく素晴らしい保育所を建てるんですから、今回の議会の行政報告かどちらかで建てるから協力せよという力強い宣言が聞きたかったんですけども、そのへんについて、村長の考え方をお願いいたします。

次に4款、1項、保健衛生費の14節、使用料及び賃借料でリース車両借上料50万円の減と、同じページの予防費の消耗品、34万円の減、25ページの10款、1項、4目、育英事業費の使用料及び賃借料の公用車リース料120万円の減額。大幅に減額されているんですけども、この理由についてお知らせ願います。

24ページに戻りまして6款、2項、1目、

林業振興費の中のサトウカエデの問題で、先ほど聞いていますと種から植えて木にするという事業が行われているんですけども、成木になるのは何年後、何本くらいサトウカエデを作るのか。そのへんの計画がありましたらお知らせ願います。おそらく1、2年でもってカエデの樹液が出るわけではないと思うんです。そのへんの見通しについて林業振興室長の考え方をお願いします。

最後に26ページ、10款、5項、1目、保健体育総務費の中で委託料、野外体育施設草刈り・環境整備委託料47万円減になっております。この減の理由と、もう一つは野外体育施設ですからおそらくスキー場関係も全部入っているかと思うんですが、スキー場からここから見て左側がほとんど危険区域としてここ数年来使わせていただいております。これからは使わないのであればあそこは別なものに変えとか、例えば振興されているサトウカエデを植えるとか、そういうものに変更することによって草刈りの経費が少なくなるのではないかと。使わないスキー場だと余計目立って恰好悪いからいっそのこと何か別なものに用途変更できないものか、そのへんについてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。サトウカエデは何年で樹液が採れるようになるかというご質問でございましたが、平成28年池田町でサトウカエデを植えているところを現地視察さ

せていただきました。植えてから15年で胸の高さの太さ、通常、胸高直径と言っているんですが、大体14cmで樹液を採っておりました。サトウカエデについては概ね15年くらいかかるんだらうと思います。今、小学校の前庭で植えているクロビイタヤは、同じイタヤカエデの種類ですけれども、成長についてどうかというのは今後の経過を見ていかなければならないのですが、アスペンの森のイタヤカエデを植えているところを見ると、概ね15年で大体樹液が採れるだらうという成長をしていますので、15年から20年くらいかなと思っております。

人工的にイタヤカエデを植えることは通常の人造林とは違いまして、樹液を採取するのが目的の植え方をしなければならないということで、専門的には行間・列間がどのくらいの広さが良いのかというのは今後の課題と思っております。15年から20年の取れるまでの間は今、ニニウで天然林のイタヤで樹液を採取しておりますので、木の状況を見ながら、天然のイタヤの樹液を採取して製造していきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。21ページ、17款、1項、5目、民生費寄附金、福祉事業寄附金の内容でございます。個人1名の寄附でございました。

続きまして23ページ、3款、1項、1目、25節、積立金、福祉基金積立金の実績でございますが、28年度末1億602万5520円ありまして、29年度におきましては4153万円の新たな積立金、利子として8341円ありました。取り崩しとして3878万6千円がありまして、29年度末現在高として1億877万7861円となっ

ております。以上です。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 24ページの4款、1項、1目、保健衛生総務費の14節、使用料及び賃借料出リース車両借上料が50万円減額されている内容につきましては、住民課と福祉子育て支援課で3台リース公用車を更新すべく年度当初で予算計上しておりましたが、契約がずれ込みまして5月からのリースとなりましたので年間リース料が減ったという内容でございます。

同じく4款、1項、2目の予防費、消耗品費で34万円の減額の内容ですが、予防接種の費用ということで、国保会計でも新たにインフルエンザ等の予防接種で予算の組み替えをしておりますので、そういった経費に伴っての減額ということになります。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。22ページになります。2款、1項、11目、諸費の負担金、補助及び交付金になりますが、特殊無線技士養成課程受講負担金ですけれども、特殊無線技士の中の3級陸上特殊無線技術士の資格の取得になります。こちらにつきましては、村にございます防災行政無線の無線従事者の選任が必要となることから歴代の総務担当、防災担当者が資格を取得しているところでございます。この度、人事異動もございまして、今回、新たに異動となった職員に資格を取得していただくということで、予算計上させていただいております。

それから先ほどご質問がありました役場内の必要な有資格者で言いますと、正確な人数は今現在把握してないんですけれども、主要なところでいくと水道の管理技術者ですとか、

ごみ処理場の管理技術者ということになります。水道の管理者につきましては、現在、建設課長がその資格を有しておりますので、そちらで賄っている現状です。

自治体に必須ということになっておりますので、今現在はそのような形で運用しているところですが、ごみ処理の関係につきましても市町村で取得することが望ましいということで指導を受けておりますので、現在、取得者がいますけれども、今後において職員、技術者を含めて取得させる必要があるというふうに認識しておりますが、現在についてはこの現状で運用させていただきたいというふうに思っています。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。21ページ、歳入、13款、1項、7目、土木使用料、2節、住宅使用料の110万円です。ご質問ではどこの住宅で増えているのかというご質問だったかと思えますけれども、正確にどこの住宅でという数字は申し訳ありませんけれども、ここではお話することができません。ですが、30年度も前年度並みの入居者がいるということで判断しております。今現在の村営住宅の空き状況ですけれども、中央地区で3戸、トマム地区で2戸空いている状況です。トマム地区についてはもう既に申込者が来ているという状況になっております。

今回、住宅使用料で110万円を増額した理由ですけれども、先ほどの質問にもございましたけれども、歳出の土木費の住宅管理費の修繕料で220万円という大きな修繕料を計上しております。全額ではありませんけれども、今回、住宅使用料110万円を計上させていただきまして、修繕料にあてたいというこ

とで補正予算を計上させていただきたいということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。21ページの17款、1項、4目、教育費寄附金であります。20万円の増額は個人1名からの寄附を受け、今回計上するものであります。

25ページ、10款、1項、4目、14節、公用車リース料120万円の減額であります。6月18日に入札が済みまして、実際の車の契約をさせていただいたのが11月からのリース料の支払いとなりますので、当初予算で12か月分を計上させていただいておりますので、不用額となった部分を減額したものであります。

もう一つ質問のありました、26ページ、10款、5項、1目、野外体育施設草刈り・環境整備委託料のスキー場の関連におきましては教育長のほうから説明させていただきます。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） スキー場を含めた野外施設の管理についてのご質問ですけれども、今回の減額につきましては、契約にかかる執行残を減額させていただきました。長谷川議員からの質問の中でスキー場の今後の利用を含めた見込みですけれども、現在は第1と第2のリフトの使用をさせていただきまして、借りている左側の斜面については活用していません。今後についても活用する見込みがないということで、結果が出ていませんけれども、営林署とこの部分についてお返ししたいということで検討を進めているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 保育所の建設計画にあたりまして、建設場所の決定という件で、村長としての意思表示がされていないという

ことをご指摘をいただきました。記録を見る限り、7月26日に全員協議会を開催しておりまして、前段の協議会等、議会を含めての中でアンケートの取り方、場所の選び方を議論いただきましたので、改めてアンケート調査をしたという経過をもって、この7月26日の全員協議会で村としてこのアンケート結果に基づく総意で計画地であります勤労福祉会館用地に建設をしたいということで申し上げます。

その議論の際にいろいろなご意見も出ていたのは承知しておりまして、いずれにしても住民等にお知らせをすべきで、こういった方向で、こういった内容でという部分をきちんとお知らせをして住民の同意を取るべきだというご意見までいただきましたので、7月31日に新しい占冠保育所の建設地を勤労福祉会館用地と決定しましたというといった内容で住民周知をさせていただいておりますので、私としては自分の意思を表明したと理解しておりました。そのへんがうまく伝わらなかった部分については謝りますけれども、そういった立場で処理をしたということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、平成30年度占冠村国民保健事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 31ページ、療養給付費等負担金償還金でございますが、246万2千円の中身をもう少し詳しく教えてください。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 31ページの7款、1項、4目の療養給付費等負担金償還金ですが、償還金の中身の246万2千円増額で、年間を通して、29年度の医療費実績によりまして療養給付費の交付金としてもらい過ぎていたので精算として償還となるということで、細かな内容となりますと月々の医療費実績によるものですからご理解をいただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 246万2千円というのは国保財政に影響を与えると思っております。そこで、現在の推移から今年は療養給付費や療養費などはどの程度これから伸びるのか。当初予算に計上したような推移でいくかどうか。そのへんをお知らせ願います。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦

君。

○住民課長（小尾雅彦君） 29年度の実績はこのような中身で償還金が発生する内容となりました。平成30年度の見込みをお聞きされておりますが、30年度から北海道へ移管となつて、道の所管による運営で推移されます。これまで約半年経過しましたが、医療費の精算につきましては7月診療分まで提示されておまして、さほど大きな変動はないと思っております。道に移管されたことによつてというのは理由になりませんが、動向は変わらないと、各月の医療費の整理ではそう感じております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計

補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 37ページの2款、1項、施設維持費の中の11節、修繕料の10万5千円、18節の備品購入費の発電機バッテリー購入の詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。37ページ、2款、1項、1目、施設維持費、11節、需用費、修繕料の10万5千円の減額でございます。こちらにつきましては、修繕料の中身で当初予算におきまして発電機のバッテリーの交換修繕ということで予算計上しておりました。しかし、交換ということになりますと支出上修繕ではうまくないということで、備品購入費に充てるということで、今回、60万5千円を減額しております。そのほかに占川の取水堰の修繕ということで50万円を計上しているところでありまして、10万5千円の減額ということになっております。

続きまして18節の備品購入費ですけれども、発電機のバッテリー購入ということで、場所につきましては双珠別の浄水場の自家発電機ということで、バッテリーを4個搭載しております。通常の車とかについておりますバッテリーとはちょっと異なるところがあるところがありまして、発電機自体で常にバッテリーの充電を行っているという状況ですので、特殊なバッテリーということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 今回の補正額330万、歳出を見ますと人件費が280万と84.8%を人件費で占めているという内容です。この現象についてご説明願います。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。人件費の補正についてですけれども、4月の人事異動に伴う人件費等の調整額を計上させていただいているところがございます。現在、担当は水道担当と下水道担当がいるわけですけれども、1人が下水道の特別会計で人件費を計上してまして、もう1人は私が水道担当ということで対象になりまして、今回、その不足分の調整額として人件費を計上させていただいたというところがございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、平成30年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 42ページ、2款、1項、施設管理費の需用費、修繕料はどこを修繕したのか。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。42ページ、2款、1項、1目、下水道費、11節、需用費、修繕料37万円でございますけれども、中央地区にあります中央浄化センターの故障警報装置ということで、下水道処理場のほうで機器の故障がありました時に警報ということで電話回線を使って電話が入ってくるということになっておりまして、そちらの装置を修繕するものでございます。

その下の2目の浄化槽費の11節、需用費、13万円の修繕料でございますけれども、こちらにつきましては浄化槽の接続柵の修繕ということで2箇所分を計上しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、平成30年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) 歳入で基金繰入金180万あります。歳出で見ると一番大きなものが47ページの償還金329万3千円です。基金を活用して償還金を払わなきゃならないのか。償還金の内訳を教えてくださいと思います。

○議長(相川繁治君) 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長(木村恭美君) 長谷川議員のご質問にお答えさせていただきます。46ページ、7款、2項、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金180万円の増ということでございます。給付費に対する準備基金でございますので、これについては償還金に充てることは妥当と考えております。

続きまして47ページ、4款、1項、2目、償還金329万3千円の内訳でございます。介護保険給付費の前年度精算金ということであ

りまして、当初予算に対する交付申請に対しまして実績として給付費が少なかったものということで、内訳としまして社会保険診療報酬支払基金へ127万8677円、国庫支出金で139万6931円、道支出金として61万6601円の返還でございます。以上です。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 52ページで1点お伺いいたします。2款、1項、1目、医業費の18節、備品購入費、診療用備品購入費30万の

内容についてお知らせください。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 歳出の2款、1項、1目、医業費の備品購入費、診療用備品購入費で30万円増額内容です。歯科診療所の診療に際して、患者さんの医療行為に使う衛生処理パッケージが診察用具としてあります。その用具を患者さんが増えた際にまた再利用できるように滅菌器という機械を今回購入予定でございまして、診療用の全般を衛生処理して乾燥までできると。再利用して診療に使うという器具になります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、平成30年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第9、認定第1号、平成29年度占冠村一般会計及び各特別会

計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書53ページをお開きください。認定第1号、平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求める。平成30年9月10日提出、占冠村長、田中正治。

記以下の内容についてご説明いたします。

1、平成29年度占冠村歳入歳出決算書、こちらについては別冊となっております。1ページ総括表から157ページ歯科診療所事業特別会計までとなっております。下記に記載の(1)一般会計と(2)から(8)までの7特別会計がでございます。

次に2になります。平成29年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料につきましても同じく別冊となっております。(1)歳入歳出事項別明細書は、一般会計は9ページから、各特別会計につきましても77ページから国民健康保険事業特別会計となっております、以降同様に記載をされてございます。

(2)実質収支に関する調書は、一般会計は72ページ、各特別会計につきましても97ページに国民健康保険事業特別会計、以降各特別会計の最後のページに同様に記載されてございます。

(3)財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は別綴りで1冊になって配布をさせていただきます。 (5)主要な施策の成果を説明する書類につきましても別冊となっております。

3、監査委員の意見書については平成30年9月7日付けの文書の写しを別冊で配布をさせていただきます。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページの総括表をお開きください。

決算額で申し上げます。一般会計、歳入27億8015万8359円、歳出27億4315万9891円、歳入歳出差引金額3699万8468円。国民健康保険事業特別会計、歳入1億8995万8094円、歳出1億8677万8559円、歳入歳出差引金額317万9535円。村立診療所特別会計、歳入8544万3199円、歳出8296万8948円、歳入歳出差引金額247万4251円。簡易水道事業会計、歳入1億1199万7026円、歳出1億957万9801円、歳入歳出差引金額241万7225円。公共下水道事業特別会計、歳入1億206万1063円、歳出9962万7832円、歳入歳出差引金額243万3231円。介護保険特別会計、歳入9722万2352円、歳出9369万7665円、歳入歳出差引金額352万4687円。後期高齢者医療特別会計、歳入1605万6493円、歳出1586万5019円、歳入歳出差引金額19万1474円。歯科診療所事業特別会計、歳入2174万2461円、歳出2084万1618円、歳入歳出差引金額90万843円。総合計、歳入34億463万9047円、歳出33億5251万9333円、歳入歳出差引金額5211万9714円です。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） お諮りします。ただ今議題となっております平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の山本敬介君を除く5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることとしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成29年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時47分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届けましたので報告します。

委員長に工藤國忠君、副委員長に大谷元江君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 同意案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第10、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の55ページをお願いいたします。同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります鈴木雅士氏が本年9月30日をもって任期満了になります。その後任としまして稲田實氏を10月1日から任命いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏は昭和49年占冠村役場に奉職以来、役場職員として旺盛な責任感と誠実を旨として職務にあたられ、平成23年3月に占冠村を定年退職された以降も宮下行政区長として地域に貢献され、人格見識高く村内の状況にも詳しく、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては裏面に記載のとおりであります。任期は平成30年10月1日から平成33年9月30日まででございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 同意案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第11、同意案第2号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とし

す。

ここで教育長、藤本武君の退席を求めます。

（退席）

○議長（相川繁治君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の57ページをお願いいたします。同意案第2号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

本件は占冠村教育委員会教育長であります藤本武氏は本年9月30日をもって任期満了となります。引き続き、同氏を教育委員会教育長として任命したいので、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏は小中連携、一貫教育、ICTを活用した教育の取組みを進めると共に、公設塾ステップアップサポートゼミを創設するなど地域と密着した教育活動の成果を上げており、今後の本村の教育行政を進めるうえで適任と考えております。尚、経歴につきましては裏面に記載のとおりでございます。任期は平成30年10月1日から平成33年9月30日まででございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから同意案第2号、占冠村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立6人)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

◎藤本教育長 就任挨拶

○議長(相川繁治君) 藤本教育長よりご挨拶があります。

○教育長(藤本 武君) 本定例会におきまして教育長として再任いただきありがとうございます。これまで9年間教育行政に携わってまいりましたが、今一度、原点に立ち戻り、全ては子どもたちのためにを基本に、本村の教育のさらなる発展を地域の皆さまと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。これまでと同様に議員の皆さまのさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。何卒どうぞよろしくお願いいたします。

再開 午前11時57分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 意見書案第5号から日程第21 意見書案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第12、意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件から日程第14、意見書案第9号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への

復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書までの件3件を一括議題とします。

提案内容の説明を求めます。意見書案第7号については山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成30年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、五十嵐正雄。

要約して読んで提案したいと思います。業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されております。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加

工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。平成 30 年 9 月 11 日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣以下、記載のとおりであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第 8 号については、五十嵐正雄君。

○6 番（五十嵐正雄君） 意見書案第 8 号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成30年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、工藤國忠。

2017年4月に公表された文科省の教員勤務実態調査の集計において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校で33.5%、中学校で57.6%に達していることが明らかになりました。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、1979年に制定されました給特法の存在があります。学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、給特法は現場実態と著しく乖離しています。教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしています。現在、教員の時間外労働は、給特法制定時の月6時間程度から大幅に増加しておりあります。ちなみに占冠村では一人

当たり月60時間が状態しているという状況であります。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している給特法の廃止を含めた見直しを行うよう意見します。

記、1、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の廃止を含めた見直しを行うよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長（相川繁治君） 意見書案第 9 号については、大谷元江君。

○3 番（大谷元江君） 意見書案第 9 号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成30年9月11日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、山本敬介、賛成者、同、長谷川耿聰。

要約して説明します。義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、期限付・非常勤教職員が増加し、定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の提言を受け、学校現場の働き方改革に関係する予算要求として、9年間の教職員定数3413人増の要求を行いました。しかし、この要求は実現されませんでした。財務省・財政審も、17年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎

重な態度で、教職員の働き方改革についても、自治体の自助努力で進めるべきとの態度をとっています。

教職員の7～8割が時間外労働過労死ラインを超えている中、教職員の多忙・超勤解消は喫緊の課題であります。そのために必要な、義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制具現化するよう、多くの声を国にあげていくことが必要です。

教育現場では、地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費、校舎等の修繕費が私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、教材費の私費負担も減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。これらのことから、国においては、早急に実効性のある以下の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に還元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職

員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年9月11日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、以下記載のとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第8号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等

の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第9号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員派遣

○議長（相川繁治君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長（相川繁治君） 日程第16、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成30年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前12時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 10月 3日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰